

# 法の象徴図像「王笏」

王笏   
ハッ トウー

ハンムラピ王 の正義の法典   
ハ(ア)ン ム ラ ピ サ(ル) ル(ウ)ム

(ハンムラピ法典の石)   
ディ ナ (ア) アット ミ シャ リ (イ)ム   
di-na-a-at mi-ša-ri-im   
(法典) (正義の)

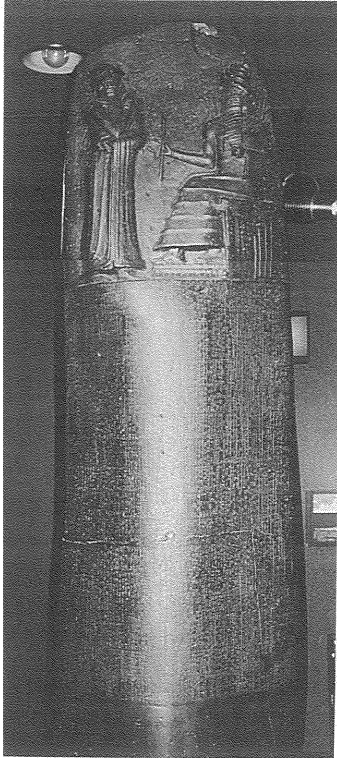
柱原典)の読み方と世界各地での展開

佐藤 信夫

目次

- 第一部 ハンムラビ法典の前文と後文（特にハンムラビ  
法典の条文違反者に対する罰則規定について）
- 第二部 英語の「職杖<sup>メイ</sup>」と「王笏<sup>セプター</sup>」
- 第三部 ソークラテース裁判における「王笏」
- 第四部 旧約聖書における「王笏」
- 第五部 アメリカ合衆国における「王笏」
- 第六部 中国における「王笏」
- 第七部 日本の「笏」
- 第八部 天皇の「笏」杖
- 第九部 シャルルマーニュ大帝の「王笏」
- 第十部 プルタルコス<sup>モラリア</sup>の『倫理論集』
- 結 論（補遺）

第一部 ハンムラピ法典の前文と後文  
(特にハンムラピ法典の条文  
違反者に対する罰則規定につ  
いて)



このハンムラピ法典において、その石柱頭部に描かれた象徴図像の中で、太陽神と司法神を兼ねるシャマシュ神が、バビロン第一王朝の第六代として即位したハンムラピ王（治世 B.C.1728～1686年頃）に「王笏と王冠（環）」を手渡していることからわかるように、この法典の中で王笏の持つ意味は、かなり重要なことが暗示されている。

#### 4 論 説

このハンムラピ法典が記された楔形文字の文章の中で、王笏 ha-at-ti- という単語は、先ず前文中に一ヶ所、後文中に三ヶ所にわたって記され、ハンムラピ法典全体にその重要性は広くゆきわたり、全体に「法とは何か」に就て、その認識を深める役割りをはたしているのである。



写真は、ハンムラピ法典上部に描かれた象徴図像と前文を記した箇所（上から5行目の真中まで）

### ハンムラピ法典解読の鍵

ハンムラピ法典を記した石柱の上方面面には、右側に玉座に坐った太陽神シャマシュと、立ったまま右手を掲げて口の前を抑えて、神に対する崇敬の態度を如実に表わしているバビロニアの王ハンムラピとが二人、かな

り対象的に描かれている。

この象徴図像のレリーフにおいて、太陽神（肩の上から太陽の光線が三本出て頭部に渦巻き状の帽子を被った、この当時の太陽神の典型的な姿）であるとともに司法神でもあるシャマシュは、右手で厳かに何かの象徴とみられる「笏と輪」を国王ハンムラビに渡そうとしているのが、明らかに見てとれることであろう。



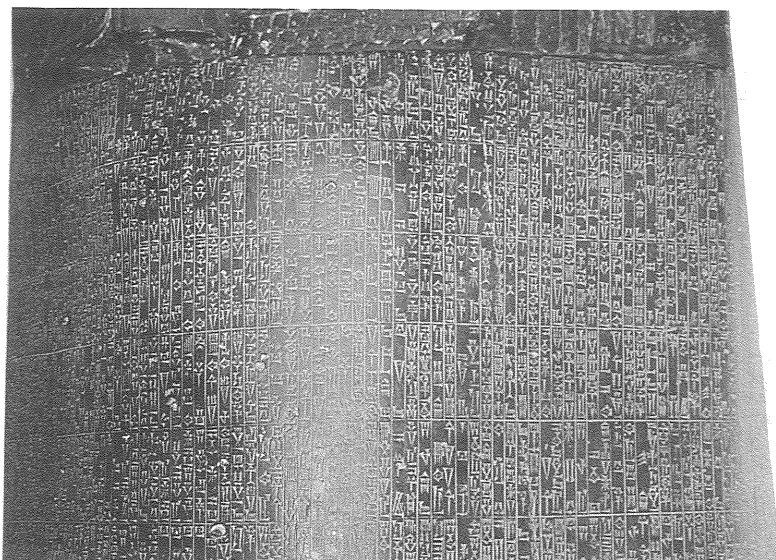
アッカド時代の円筒印章：冥界に行くシャマシュ（BG）

アッカド時代（バビロニアとアッシリアのセム系民族による支配期）に、太陽神であるとともに司法神であるシャマシュ神の頭部が渦巻き状に描かれるのはどの図形においてもだいたい同じである。この頁上部に描かれたのは「円筒印章（シリンダー状の筒となっていて、粘土の上を回転させるとこの様な図形となる）」の図像を、はっきりと紙上に再現したものである。

ハンムラビ法典は、この図像の（シャマシュ神の台座）すぐ右下から6.5～7cm幅の帯状になった段落毎にアッカド語の楔形文字を使用して、各行上方から下方に次に右から左の方向へ読んでゆくシュメール期の公式文書書記法に従って、漢文を記述するのと同じような縦書き様式の書式を

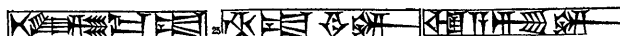
6 論 説

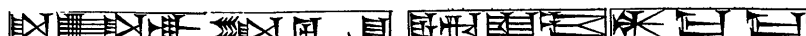
もって記述されてゆくのであるが、この石柱上部の象徴図像に描かれた「笏」の意味が、この法典の前文（シャマシュ神の台座下から五行目の真中まで）の中に一ヶ所と後文（後背部下方の約三分の一の部分）の中に三ヶ所にわたって、その笏杖（後文では神から受けとって王笏となったもの）の何たるかが、詳細に解説されているのである。



ハンムラピ法典・前文（上から五行目の真中まで）

ハンムラピ法典の前文においては、先ずこのハンムラピ王が神から受けとることになった王笏と冠が、ハンムラピ王の正統性を顕示する幾多の修飾語句のひとつとして以下の楔形文字の中に表示されるのである。

  
 be-lum zi-ma-at ha-at-ti-im u<sub>3</sub> a-gi-im                      simtu 裝飾  
 主、飾った 笏 と 冠とで

  
 Sa u<sub>2</sub>-sa-ak-li-lu su    e-ri-is-tum 'i<sup>u</sup>ma-ma  
 所の 完成する それを    賢い 神母が

すなわち「賢い神母が、成就したところの笏と冠とで、裝飾したる

主」がハンムラピ王である、というのである。

この冠は、勿論「輪」状の象徴図像とも相互に関連性を有しており、輪はここでは国土の領域をすべて統治して取り締る意味を有することになる。そして後にアッシリア語の「その領域を束縛すること (beritu)」の意がユダヤ人のバビロン捕囚などによってヘブライ語の「契約」berith（その原意は「圏、環、輪」）という単語となって、旧約聖書の「契約」やユダヤ教における律法の法源として、「輪を切って創る」というところから「契約の締結」へと発展してゆくのである。（拙稿「条約（契約）法の本質」——法の字源と Pacta sunt servanda の成立、伝統的「契約法・条約法」の通説批判——中央大学『法学新報』第101巻、第5・6号掲載）

ハンムラピ法典の前文では、こうした幾多のハンムラピ大王を修飾する字句を並べた後で「……王統の永久なる種、強力な権限を有する王、バビロニアの太陽神、シュメールとアッカドの国土に光を放つ者、すべての方位の（国々を）従える王、イナンナ神の意を受けたる者は、この私なのである」といった修飾語句によって、これらの修飾文がすべてハンムラピ王に結びつくことを強調し、原文では、



zer da-ru<sub>9</sub>-um Sa Sar-ru-tim dārū 永続する

種 永久の の 王統



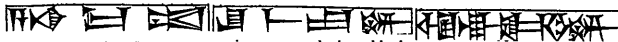
Sarrum da-num<sub>2</sub> '1u samaš ka-dingir-ra<sup>k1</sup> utu でなく samaš と並び

王、 強力な 太陽神 バビロンの ため -šu と送りがな



mu-še-zi nu-ri-im ašū 出ていく

放つ者、 光を



a-na ma-at Su-me-er<sub>4</sub>-im u<sub>3</sub> ak-ka-di-im

へ 国 シュメール と アッカドの

  
 sarrum mu-uš-te-eš-mi ki-ib-ra-at ar-ba-im      semū 置く

王、聞かしめる      方位に      四



mi-gi<sub>4</sub>-ir      inanna a-na-ku

お気に入り、神イナンナの      私は〜である。



i-nu-ma      marduk      a-na šu-te-su-ur ni-si      ašāru 正しく支配する

時、      神マルドゥクは      ため      支配し      人を



mātim u<sub>2</sub>-si-im šu-hu-zi-im u<sub>2</sub>-we-e-ra an-ni      usū 支持する

国に      助けを      もたらす      派遣し（たので）、私を



ki-it-tam u<sub>3</sub> mī-ša-ra-am

法律      と      正義を



i-na pi<sub>4</sub> ma-tim aš-ku-un

sēru 肉、幸福

で 命令      国に      設定し

Sakānu 置く、指名する



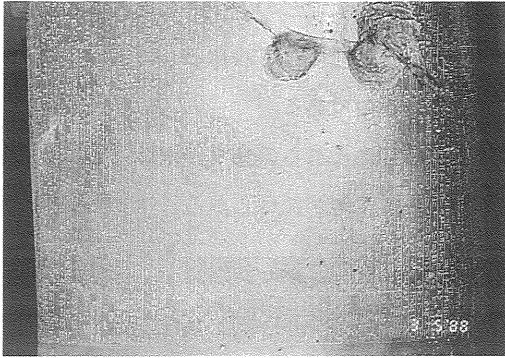
ši-ir ni-si      u<sub>2</sub>-ti-ib      i-nu-mi su      tābu 見くする

幸福を      人民の 繁栄させた↑      時      その

（この原文の下五行からの和訳）「マルドゥク神は、（このような）時であるからこそ人民を支配して国土に助けをもたらすために、私（ハンムラピ）を派遣したのである。そして王令によって国土に法律と正義とを確立して、人民の福祉を繁栄させるその時に（以下の如き法典が施行されたのである）……」という文章に続く形で、ハンムラピ法典の第1条から第282条（勿論、原典の条文に数字が打ってあるわけではなく、後世の法学者が勝手に条文の箇条を定めているわけだが）までが始まり、その最後に後文が来る形で、ハンムラピ法典の全文が締めくくられているわけである（なお、この冒頭のマルドゥク神は都市バビロンの守護神で、後にパンテオンの主神となって、多くの神殿が建立された）。

しかしながら、この後文中にまたこの正面上部に描かれた象徴図像の説



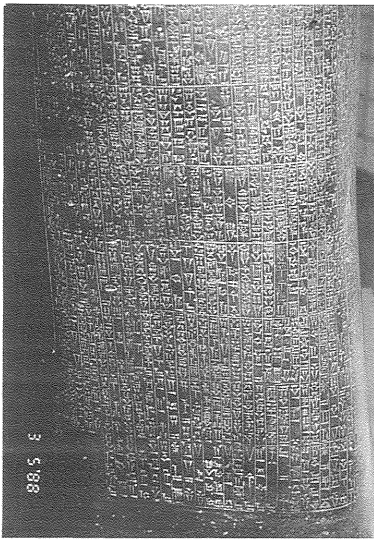


ハンムラビ法典・後文（正面）

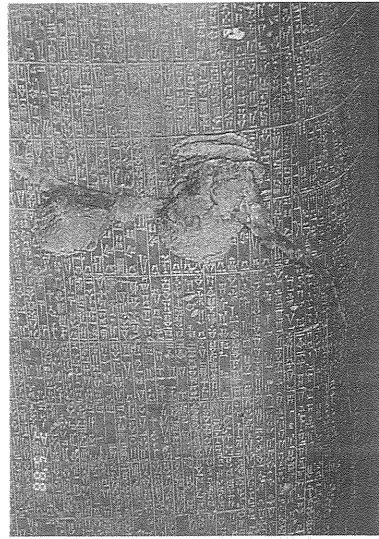


ハンムラビ法典・後文（右側）

右側の上端より、先ず各段落の上から下に読んでゆき、それから右側から左の方向へ向って読み進めてゆく、本書の対訳と翻訳は粘土板と同じく「上から下へ」を横書きの原稿にあわせて「左から右へ」に置き換えて訳出してあるから注意してもらいたい。



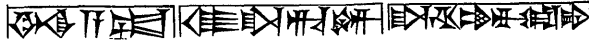
この部分が最終  
ハンムラビ法典・後文（左側）



弧状に右から左へと読み進め  
ハンムラビ法典・後文の中央部分

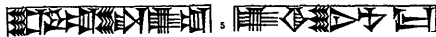
明がなされ、王笏などの意義が法律解釈の上でどのようになされるかが説明され、この象徴図像と条文の全体が、如何にして法律として機能するのかが理解されるように出来あがっているのである。

ハンムラピ法典の後文では、まず最初にこれらの条文が法律として完全である旨を示し、その正統性を強調する文句が並べられる。



di-na-a-at mi-sa-ri-im sa ha-am-mu-ra-bi

法規 正義の 所の ハンムラピが



sar-ru-um li-u<sub>2</sub>-um u<sub>2</sub>-ki-in-nu ma

王 賢い 確立して、



ma-tam u<sub>2</sub>-sa-am ki-nam u<sub>3</sub> ri-dam dam-ga-am damqu 純粋な

国土に 支持 安定した と 政府を 純粋な



u<sub>2</sub>-sa-az-bi-tu

獲得した

「賢い王ハンムラピが確立して、それによって国土に安定した支持基盤と純粋な正義を確立したところの正義の法律」である事が主張され、それを確立した、このハンムラピ王こそ

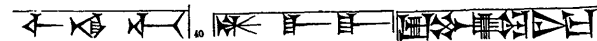


ha-am-mu-ra-bi sar-ru-um gi-it-ma-lum a-na-ku

ハンムラピ 王 完全な 私は

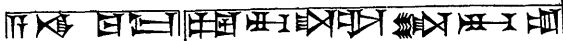
「完全なる王ハンムラピ」である、ことが堂々と述べられる。

そして、この法律を公布した理由として、



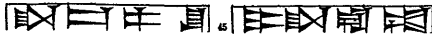
si-na-ti ilāni rabūti ib-bu-u<sub>2</sub>-nin ni ma nabū 名を呼ぶ

(彼らを) 神々が 偉大な 呼んだ 私を rabūtu < gal-ga

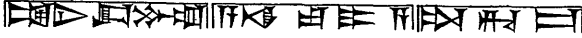


a-na-ku ma rēum mu-sa-al-li-mu-um salāmu 安全にする

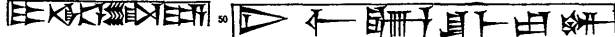
私は 牧人である 保護する



Sa haṭṭu-su i-ša-ra-at ašāru 正しい  
 所の 王笏が その 正義であり、 haṭṭu < ʿiṣpa



Si-li2 ta-bu-um a-na ali ia ta-ri-iš tarāšu 広げる  
 保護がよい の上に 町 我が 広がる



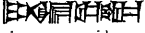
i-na ut-li ia ni-ši māt su-me-er4-im  
 中に 胸 私の 人民を 国の シュメール



u3 ak-ka-di-im u2-ki-il  
 や アッカドの 養う

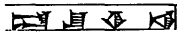
このように述べられているが、これを普通の日本語文に置き換えると「偉大な神々が私を呼び起こした。私は、私の王笏が正義なのであり、良識ある保護が我が都市のいたるところに広がっている（私こそが）その保護を与える牧者なのである。我が胸中にはシュメール人やアッカド人の国民を養護しているのである。……」

ここにおいて象徴図像の王笏が正義の象徴すなわち法を施行して国家を治めることの象徴図像であることが直接語られるのである。

そして、具体的に国家の裁判をおこない判決を下す場所を「エサギラ神殿  である」とし、この法律文を石碑に書いて、正義の王であるハンムラピ王の像の前に置いたことが書かれている。楔形原文では以下の通り



i-na esagila bitim ša kima ša-me-e u3 ir-ši-tim  
 で エサギラ 神殿 所の のように 天 や 地 esagila < e2-sag-il2



išda su ki-na  
 基礎が その 確固とした



di-in ma-tim a-na di-a-nim  
 判決を 国の ために 決定する



pu-ru-zi-e ma-tim a-na pa-ra-si-im  
 裁決を 国の ため 調べて



ha-ab-lim su-te-su-ri-im  
 不正を 正しくする

	
a-wa-ti ia su-ku-ra-tim	i-na na-ru ia as-tur ma
言葉を私の重い	に石碑私の書いて、
	
i-na ma-har salmi ia sar mi-sa-ri-im u2-ki-in	šalmu < alan
に前像の私の王正義の	据えた sarru < lu-gal


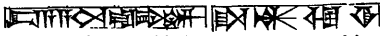
(そして、天と地のように基礎が確固としたところのエサギラ神殿では、そこで国家の判決を決審するために、またしても国家の裁判をおこなったのである) この判決を決審するために、また国家の(裁判をおこなった)判決文を調査して不正を正すために、我が重大なる(法律の)語句をこの石碑に記して、正義の王としての我が像の面前に、設置したものである)

この楔形文書から、古代バビロニアにおいてはハンムラピ王の時代に裁判がエサギラ神殿でおこなわれ、初審も再審の判決もここで言い渡されたことがわかるのである。

これに続いて、ハンムラピ王が「王の中の王(都市の王の中でも卓越した王)」であり、それゆえに、この法典の中に書かれた条文は重要であって(私の言葉は貴重である)。このハンムラピ王に対して異議をとなえる者などいない(私の力に決して対抗する者などはない)から、この「ハンムラピ法典」が唯一絶対なる法律文書としてシュメール人とアッカド人の間に適用されることが強調されている。

この文章に続く後文の中で、この法典石柱の表面上部にレリーフとして描かれた象徴図像の説明が記載されているのである。

すなわち、

	
i-na q12-bi2-it '1' Samas	da-a-a-nim ra-bi-im sa an u3 ki
で 命令 神シャマシュの	裁判官 偉大なる の 天 と 地



-sa-ri i-na mātim li-is-te-bi

の正義が 中に 国 輝くように、（そして）





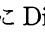
i-na a-wa-at

によって 言葉

（天地の偉大なる裁判官であるシャマシュ神の命令で、私の正義＝司法が  
 国中に輝くようにするために……） という文章が挿入されるのであるが、  
 これによって太陽神シャマシュがなぜ司法神としても機能するかが理解さ  
 れるであろう。


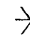
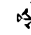

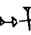

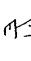


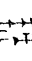
この文章で表わされている法の象徴図像とその背景となる図柄は、国王  
 を除外して共和制の国民国家となっても、また宗教的な神の概念が、抽象  
 的な「至高の存在 l'Être suprême」に置き換えられても、そのまま使用さ  
 れ続け、1789年「フランス人権宣言」“Déclaration des Droits de l'  
 homme et du citoyen” が発布された時も、古代からの法を公布する象徴  
 図形の図柄は、そのまま使用されることになるのである。

すなわち人権宣言上部の左側に描かれるのは、ルソーの『人間不平等起  
 原論』“Discours sur l'origine de l'inégalité parmi les hommes”などで説  
 かれる旧体制からの訣別を「鎖を断ち切ること」で象徴したものである  
 が、上部右側の天使（旧国王にとって変わったもの）が右手に持つもの  
 は、まさにかつてのハンムラピ王の王笏が変化したものに他ならない。そ  
 して、天使がその王笏で至高の存在であるピラミッドすなわち神の国を象  
 徴した「法典」に、火を点ずるのである。一般的に、アメリカ合衆国の国  
 章でもある「ピラミッドに神の目」像は、フリーメイソンの象徴図像のよ  
 うに思われているが、その本来は「太陽神」に他ならないのである。

シュメール時代から「光輝やく点」は、「太陽であり、星でもあったが」  
 やがて「天」と「神」を表わす文字  となり、アッカド語ではこのハン  
 ムラピ法典の中などで  とも呼ばれるようになったが、拡散する星型が  
 合体化して、ヒッタイト語など印欧語系の楔形文字では後に Dingir  と  
 象徴化した表意文字として呼ばれるようになり、それがギリシア時代には

アポロン神の象徴図像となって、キリスト教の成立によって、イエスの磔となった「十字架」へと変化してゆくが、その根元は依然として太陽神に他ならなかったのである。

### シュメール文字の変遷

絵文字	バビロニア			アッシリア		意味
	古拙文字	古典的楔形文字	後期楔形文字	音価		
					an dingir	天 神
					lu <sub>2</sub>	人

### 訴訟手続き

ハンムラピ法典では、これに続く文章で「神マルドゥクの言葉によって我が像が削り取られたりしないように、また我が名を愛するエサギラでは好意をもって永遠に呼びかけるように……」という語句が入って、その後この法典が実際の訴訟においてどのように機能すべきか、を述べている。



a-wi-lum ha-ab-lum sa a-wa-tam i-ra-as-su-u<sub>2</sub>

人は 不正の 所の言葉（訴訟）を受けた



a-na ma-ha-ar šalmi ia

sar mi-sa-ri-im li-il-li-ik ma

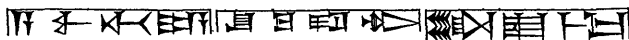
に の前 像 我が

王 正義の 行くように、そして



na-ru-i sa-aṭ-ra-am li-is-ta-aš<sub>2</sub>-si ma

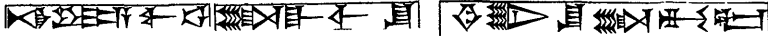
我が碑文を 書かれた 読み上げるように、 Sasū 読む、告げる



a-wa-ti ia su-ku-ra-tim li-is-me ma

kalānu 知らせる

言葉を 我が 貴重な 聞くように、 Semū 聞く



na-ru-i a-wa-tam li-kal-lim su

di-in su li-mu-ur

我が碑文が 訴訟に関し 示し、彼に

判決を 彼の 検討して



li-ib-ba šu li-na-ab-bi-is ma

心を 彼の 気案にするように、

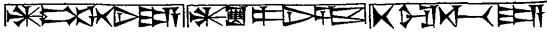
(訴訟を起こされた不正な人は、正義の国王である我が像の前に〔出頭して〕来るように、そしてここに記載された我が碑文を読みあげなければならない。このようにして我が貴重な言葉〔法律上の条文〕を聞くことを要す。我が碑文をもって、この訴訟に関してその者に対して示すことを聞くべし、その者がこの場において下された判決を検討して自分の気持を安らかにするように……)

そして、この判決を受け入れた者の遵守事項を示し、先ず、この法典の条文をマルドゥク神とザルパニット女神の前で読みあげて、



da-ni-tam li-iq-bi ma i-na ma-har a2 is da の訳り

法典を 語るように、 で 前



''marduk be-lī2 ia ''zar-pa-nī-tum be-el-ti ia

神マルドゥクと 主 我が 神ザルパニットの 女主人 我が

(この楔形文字に記されたように) 判決された刑に服することが書かれているが、その文中において「王笏」はかなり特殊な意味で使われている。つまり、判決を受け入れてハンムラピ法典に従う者は、(それが国王である場合)「その王笏が延びる」すなわち自分の治世や権力が延びる、と読むことができ、その後に掲げられた「この法典の内容を守らないなら(それが国王であろうとも)王笏を破壊し、その運命が呪われる」ことが記載されているのである。

法典を守る者の特権を示した箇所は以下の通り

u<sub>2</sub>-zu-ra-ti ia la u<sub>2</sub>-na-ki-ir

像を 我が ないなら 変え

a-wi-lum šu-u<sub>2</sub> ki-ma ia-ti šar mi-sa-ri-im

人に この ように 私の 王 正義の

<sup>11</sup>samaš haṭṭi šu li-ir-ri-ik arāku 延長する

神シャマシュが 王笏を 彼の 延ばすように (そして)

ni-ši šu i-na mi-sa-ri-im li-ri āru 支配する

人民を 彼の で 正義 支配するように、

また、この法典を守らぬ者に対する罰則は以下の通り、

anum ra-bu-um a-bu i<sub>3</sub>-li<sub>2</sub> na-bu-u<sub>2</sub> pali ia

アヌが 偉大なる 父 神々の 制定した 治世を 我が

me-lam<sub>2</sub> šar-ru-tim li-te-ir šu

栄光を 王権の 取り上げるように、彼から

haṭṭi šu li-iš-bi-ir ši-ma-ti šu li-ru-ur arāru 呪う

王笏を 彼の 破壊するように、運命を 彼の 呪うように、 sabāru 誓す

<sup>11</sup>en-lil<sub>2</sub> be-lum mu-ši-im ši-ma-tim sāmu 決する

神エンリルが 主なる 決定者 運命の

ša qi<sub>2</sub>-bi<sub>2</sub>-zu la ut-ta-ka-ru

mu-šar-bu-u<sub>3</sub> šar-ru-ti ia

所の 彼の命令は ず 反論でき

拡大した 領土を 我が

このようにハンムラピ法典の中において、王笏は法典を守る者と守らぬ者にどのように作用するかが書かれているが、王笏はその両方の者の「王権」だけではなく、統治者としての心構えにまで立ち入った内容の規範を表わしているように思われる。

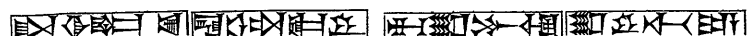
このような記述の後で、ハンムラピ法典の後文は、この法典を守らない




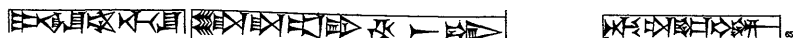
者（国王）がどのような罰則を受けるかが詳細に、何と百行以上にもわたって、記述され、ハンムラピ法典の結びの文句としてこの法典は終わっているのである。


### ハンムラピ法典の違反者処罰規定（後文）


すなわち、このような経過によって、このハンムラピ法典の内容を守る者は保護されるが、ハンムラピ法典を遵守しない者の「王笏」は破壊され、更に以下の如き抽象的な罰則が（主として）天罰という形で加えられるのである。つまりこれ以降の後文の内容が「ハンムラピ法典の罰則」として法文に違反した者に下されると、みてよいだろう。

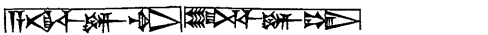
  
 Sa qiz-biz-zu la ut-ta-ka-ru      mu-sar-bu-u3 Sar-ru-ti ia  
 所の 彼の命令は ず 反論でき      拡大した      領土を 我が


  
 te-si      la su-ub-bi-im ga-zu      ra-ah      ha-la-qiz su  
 反抗と（所の）ない 押さえられ 彼の手を      呪いで（所の）破壊的な 彼には


  
 I-na su-ub-ti su li-sa-ab-bi-ha-aš Sum      šapāhu 驚らす、追い出す      pali ta-ne-hi-im  
 から 住まい 彼の 追い出すように、（又）      治世、 嘆息の

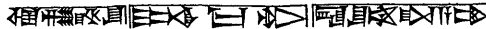
  
 u-mi i-zu-tim      IŠU 小さい      ša-na-a-at hu-sa-ah-hi-im  
 日、 欠乏の      年月、      空腹の

  
 ik-li-it la na-wa-ri-im      mu-ut ni-ti-il i-nim  
 闇、 ない 光の      死を、 見つめる 目を

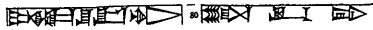
  
 a-na si-im-tim li-si-im Sum  
 として 運命 決定するように、（又）      šāmu 及する

  
 ha-la-aq ali su na-aš2-pu-uh2 ni-si su  
 破壊、 町の 彼の 分散、 人民の 彼の

  
 Sar-ru-zu su-bi-lam Sum su      abālu もたらす、取り去る  
 彼の領土の 除去、      名 彼の

  
 u<sub>3</sub> zi-kir su i-na ma-tim la su-ub-sa-a-am

と 名称を 彼の で 国土 持たないこと、などを




i-na pi su kab-tim li-iq-bi bašū ある、持つ

で 命令 彼の 力強い 述べるように

命令が反論できず、我が領土を拡大した所の神エンリルが、その者の手が押さえられない反抗やその者には破壊的な呪い（を与えること）によって、その者を居住しているところから追い出してしまうように。

嘆息するような治世、欠乏の日々、空腹の年月、光のない闇、目を見つめる死を（その者の）運命として決定するように。町の破壊と人民の分散と領土の除去、その国土でその者の名と名称を持たせないこと等を、力強く命令で述べ（させ）るように。



''nin-lil<sub>2</sub> ummun ra-be<sub>3</sub>-tum

神ニンリル 母 偉大な

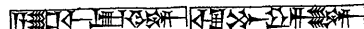
Sa q<sub>12</sub>-bi<sub>2</sub>-za i-na e<sub>2</sub>-kur kab-ta-at

所の 彼の 命令は で エクール神殿 強力である



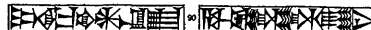
nin mu-dam-mi-ga-at i-gi-ir-ri ia

女王は お気に入りの 計画を 我が



a-Sar š<sub>1</sub>-ip-di-im u<sub>3</sub> pu-ru-zi-im

場所で 判決 や 決定の




i-na ma-har ''en-lil<sub>2</sub> a-wa-zu li-li-mi-in

で の前 神エンリル 彼の訴訟に 悪意あるように、



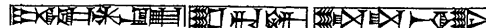
Su-ul-pu-ut ma-ti su ha-la-aq ni-ši su

襲撃と 国への 彼の 破壊と 人民の 彼の



ta-ba-ak na-pi<sub>3</sub>-ti šu ki-ma me-e

流出を 生命の 彼の の如き 水



i-na pi ''en-lil<sub>2</sub> sar-ri-im li-sa-aš-ki-in


の中に 口 神エンリルの 王 置くように、 sakānu 置く、指定する

エクール神殿で、その命令が強力である偉大な母、ニンリル神、我が計画をお気に入りの（この）女王は、エンリル神の前の判決や決定の場で、その者の訴訟を歪めるように。その者の国への襲撃と人民の破壊と水のような生命の流出を、王であるエンリル神の口の中に置くように。




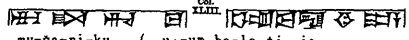
''en-ki nun ra-bi-um

神エンキは 王子 偉大なる





Sa š<sub>1</sub>-ma-tu su i-na mah-ra i-la-ka

所の 運命が 彼の を 前 行き

   
 abqal i<sub>3</sub>-li<sub>2</sub> mu-di mi-1m-ma Sum-su mu-sa-ri-ku / u<sub>4</sub>-um ba-la-ti ia

指導者、神々の 知る者、何でも その名が 延ばす者であつて 日を 人生の 我が

   
 uz-nan us ne-me-ga-am li-te-1r su ma nemēqu 知恵 i-na mi-si-tim

耳 と 知恵を 取り返すように、彼から tāru 返す、回復する に 忘却


   
 1i-it-ta-ar-ru su id<sub>2</sub>-id<sub>2</sub> su 1-na na-aq-bi-1m li-is-ki-1r sakāru 堰き止める

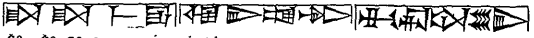
戻すように、彼を 河々を 彼の で 水源 堰き止めるように、 nāratu < id<sub>2</sub>-id<sub>2</sub>



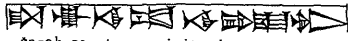
i-na ir-ši-ti su 'asnan  
 では 地 彼の 穀粒の神を

その者の命令が、優先する所の偉大なる王子 (によって)、神々の指導者、全てを知る者、我が人生の日を延ばす者、エンキ神はその者から耳と知恵を取り上げるように。その者を忘却の彼方へ戻すように。その者の河川を水源で堰き止めて、その地においては人民の生命である穀物を存在させしむるな。

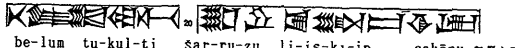
  
 na-pi-is-ti n<sub>1</sub>s<sub>1</sub> a u<sub>2</sub>-sa-ab-si asnan < '1'samas da-a-a-nu-um ra-bi-um  
 生命である 人民の な あらしめる bašū 存在する 神シャマシュは 裁判官 偉大なる

  
 Sa ša-me-e u<sub>3</sub> ir-ši-tim mu-us-te-se-1r asāru 正義で支配する

所の 天 と 地で 正義を

  
 Sa-ak-na-at na-pi-is-tim

置く(敷く)生ける物に

  
 be-lum tu-kul-ti šar-ru-zu li-is-ki-ip sakāpu 転覆する

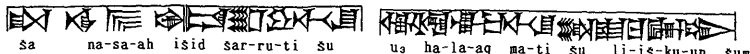
主であり 我が力の 彼の王国を 転覆するように、

  
 di-in su a i-d<sub>2</sub>-in u<sub>2</sub>-ru-uh su li-si ešū 誤る


判決を 彼の ないように、決し 道を 彼の 誤るように、 dānu 決する

  
 isid um-ma-ni su li-is-hi-[el]-zi i-na bi-ri su širam lim-nam

基礎を 軍の 彼の 破壊するように、 の中に 幻視 彼の 前兆を 悪い

  
 Sa na-sa-ah isid šar-ru-ti su u<sub>3</sub> ha-la-aq ma-ti su li-is-ku-un šum


所の 根ごぎにし 基礎を 治世の 彼の 破壊する 国の 彼の 見せるように、 (彼に)


  
 a-wa-tum ma-ru-us-tum Sa 'samas ar-hi-is li-ik-su-zu

言葉が 枯らせる (呪いの) の 神シャマシュ 急いで 落ちるように、

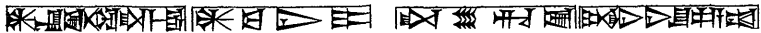

  
 e-li-is i-na ba-al-tu-tim li-iz-zu-uh2 su

上の では (地上) 生活 根ごぎするように、彼を


  
 Sa-ap-li-is i-na ir-si-tim ekimmē su me-e li-sa-az-mi

下の では 地中 亡霊に 彼の 水を 剝奪するように、


天地で生ける物に正義を敷く偉大な裁判官、わが力の主、神シャマシュはその者の王国を転覆するように。その者の判決を認めないように。その者の道が誤るように。その者の軍隊の基礎を破壊してしまうように。その者の幻視の中では治世の基礎を根こそぎにして、国を破壊する悪い前兆が見えてくるように。シャマシュ神の呪いの言葉が急ぎ落ちるように。上の地上生活ではその者たちを根こそぎにするように。下の地中ではその者の亡霊から水を剝奪してしまうように。


  
 'sin be-el sa-me-e ilum ba-ni-1 Sa Se-ri-zu 1-na 13-112 Su-pa-a-at

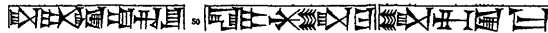
神シンが 主、天の 神、私を作った 所の 彼の三日月刀が 中に 神々の 輝く


  
 agām kussām Sa Sar-ru-tim li-te-ir šu agū < mir

王冠 玉座を の 治世 戻すように、彼から kussū < 'gu-za


  
 ar-nam kab-tam Se-ri-zu ra-bi-tam

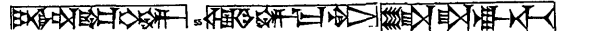
罰 重い 罪を 大きい


  
 sa i-na zu-um-ri su la i-hal-li-qu2 li-mu-zu ma


所 から 休 彼の 失せない 誤るように、 emēdu 結ばれる、戻する


  
 u4-mi arhi arhi Sa-na-a-at pali su


日々 月々 年々は 治世の 彼の


  
 i-na ta-ne-hi-im u3 di-im-ma-tim li-sa-aq-ti qatū

で 嘆息 と 涙 終らせるように、


  
 kam-ma-al Sar-ru-tim li-Sa-ad-di-il su Sadālu

負担を 王国の 増加するように、彼に

 ba-la-tam sa it-ti mu-tim si-ta-an-nu      Sañānu 叙ている、対立する

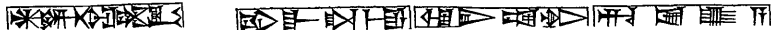
人生を 所の 共の 死と ような

 a-na si-im-tim li-si-im sum      Sañū 決する

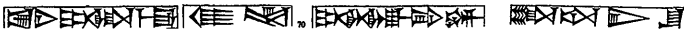
として 運命 決するように、彼に

三日月刀（月）が神々の中で輝く神（となりて）、天の主、私を作った神シンが王冠と治世の玉座をその者から取り上げてしまうように。その者の体から失せない重い罰と大きい罪とを課するように。その者の治世の日々、月々、年々は嘆息と涙で終わらせるように。


その者に王国の負担を増加させるように。死と共にあるような人生を運命として決するように。

 'adad be-el hegallim gu-gal sa-me-e u3 ir-si-tim ri-su u2-a

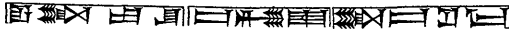
神アダドが主、充足の 指導職、 天 と 地の 援助者、 我が

 zu-ni i-na sa-me-e mi-lam i-na na-ak-bi-im      li-te-ir su

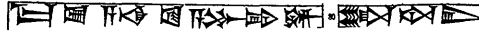
雨と からの 天 洪水から からの 泉 拒むように、彼を

 ma-zu i-na hu-sa-ah2-hi-im u3 bu-bu-tim li-hal-li-iq

彼の国を で 飢餓 と 渴望 破壊するように、

 e-li ali su iz-z1-iš li-is-si ma      nišū 罵れる

を 町 彼の 熱狂的に 暴れるように、      i-si-ma < sañū 決する

 ma-zu a-na til a-bu-bi-im li-te-ir

彼の国を に 丘 嵐で 変えるように、

充滿の主、天地の指導者、我が援助者である神アダドが、天から（降る）雨水や泉の洪水からその者（の助け）を拒むように。その者の国を飢餓と渴望で破壊するように。その者の国を嵐によって丘に変えてしまうように。

 'za-ba4-ba4 qar-ra-du-um ra-bi-um      mar ri-es-tu-um sa e2-kur

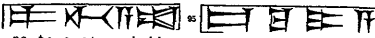
神ザババが 戦士、 偉大な 息子、 長男の 所の エクル神殿で 行く

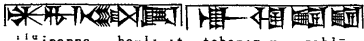



  
 a-li-ku ia-ni ia                      a-sar tam-ha-ri-im kakka su li-is-bi-ir      sabāru 毀す  
 右を我が                              場で 戦いの                      武器を彼の 壊すように、



  
 u-ma-am a-na mu-si-im li-te-ir sum ma na-ki-ir su e-li su li-is-zī-iz  
 屋を                      に 夜                      変えて、彼には 敵が                      彼の 上に彼の 立つように、

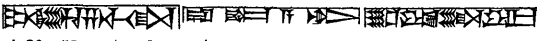
エクル神殿で、我が右を行く長男、偉大な戦士神ザババが、戦いの場  
 でその者の武器を壊してしまうように。昼を夜に変えて、その者の敵が  
 その者の上に立つように。


  
 pa-ti-a-at kakkī ia                      pitū 開拓する、毀す  
 (所の) 開いた 武器を 我が

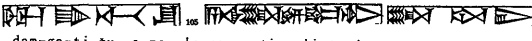

  
 inanna be-li-it tahazim u<sub>3</sub> qablē                      tāhāzu < me<sub>3</sub>  
 神イナンナ 女神、 戦い と 抗争の                      qablu < sen-sen

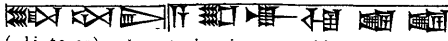

  
 la-ma-zi da-mi-iq-tum ra-i-ma-at pali ia rāmu 愛する  
 守護霊、 慈悲深い                      愛する                      治世を我が



  
 i-na li-ib-bi sa ag-gi-im  
 で 心 彼女の 怒りの

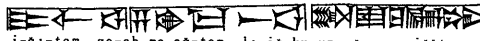

  
 i-na uz-za-ti sa ra-be<sub>3</sub>-a-tim sar-ru-zu li-ru-ur  
 で 激怒 彼女の 大きな 彼の王国を 呪うように、

わが武器を改良したところの戦いと抗争の女神イナンナ、我が治世を  
 愛する慈悲深いこの守護神が、その怒りの心で、また大きな激怒でその  
 者の王国を呪うように。


  
 dam-ga-ti su a-na li-im-ne-tim li-te-ir arāru 呪う  
 慈悲を 彼の に 悪                      変えるように、


  
 (li-te-ir) a-sar ta-ha-zim u<sub>3</sub> qablē  
 悪魔                      の場で 戦い と 抗争


  
 kakka su li-is-bi-ir  
 武器を彼の 壊すように、


  
 i-si-tam za-ah-ma-as-tam li-is-ku-un sum išitu 混乱  
 混乱 反乱を                      起こすように、 注意 išatu 火

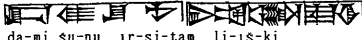


qar-ra-di su li-sa-am-ki-it

戦士を 彼の 崩すように、

istu ~の後

maqātu 落ちる、崩れる



da-mi su-nu ir-ši-tam li-is-ki

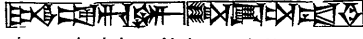
血を 彼らの 土地に 注ぐように、

Saqū 水を注ぐ



gu-ru-un sa-al-ma-at un-ma-na-ti su

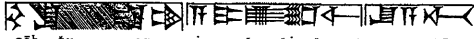
山積み を 死体の 軍隊の 彼の



i-na ši-ri-im li-it-ta-ad-di

に 野 投げ出すように、

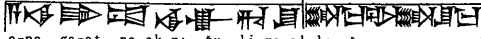
nadū 投げる、無視する



sāb šu ---am a-i u2-Sar-Si Su-a-ti

軍に 彼の 埋葬? を ず 許さ (それを)

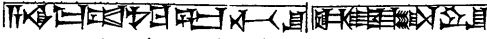
rašū 得る、受ける、許す



a-na ga-at na-ak-ri šu li-ma-al-li šu ma

malū 満たす、完成する

に 手 敵の 彼の 満たすように、彼を

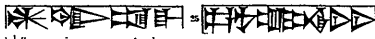


a-na ma-at nu-ku-ur2-ti su ka-mi-is li-ru su

āru 運ぶ

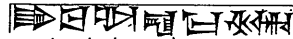
に 国 敵意の 彼の 縛って 運ぶように

その慈悲を悪に変えてしまうように。戦いと抗争の場でその者の武器を壊してしまうように。混乱と反乱を起こすように。その者の戦士を崩してしまうように。それらの者どもの血を土地に注ぐように。その者の軍隊の死体の山を野に投げ出すように。その者の軍に埋葬を許さず、敵の手に満たしてしまうように。敵対する国にその者を縛って運ぶように。



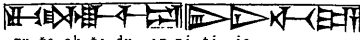
ne3-ir1,1-gal dan-nu-um i-na is-li2

神ネルガルが 強者、の中の 神々



qa2-ba-al la ma-ha-ar

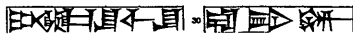
戦士、ない 並ぶ者の



mu-ša-ak-si-du ir-ni-ti ia

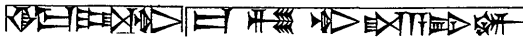
得させる者 勝利を 我が

kašadu 送る、打ち勝つ



i-na ka-su-si su ra-bi-im

で 力 その 偉大な



ki-ma i-sa-tim iz-zi-tim sa a-bi-im

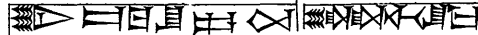
のように 炎 狂暴な の 芦草



nī-si su li-ik-me

qamū 燃やす

人民を 彼の 燃やすように、



in kakki su dan-nim li-sa-(ak)-ti su ma

で 武器 その 強力な 切り落すように、彼を qatū 切り落す、終りにする



bi-ni-a-ti su ki-ma sa-lam di-di-im

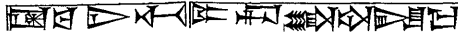
li-ih-pu-us

肉体を 彼の 如く 像 土の binūtu 彫削、生括 壊すように、



"nīn-tu nīn ši-ir-tum sa ma-ta-tim

神ニントウは 女王、 気高い の 国



ummum ba-ni-ti maram li-te-ir su ma

母、私を生んだ 息子として否定するように、彼を




su-ma-am a u2-sar-si su

名を ず、 許さ (彼に)



i-na qir-bi-it nī-si su zēr a-wi-lu-tim a ib-ni zēru &lt; numun

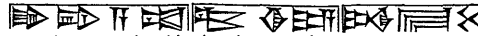
に の中 人民 彼の 種を 人間の な、 生む



"nīn-kar-ra-ak mārat an-nim

māratu &lt; dumu-mi2

神ニンカルラが 娘 アン



qa2-bi-a-at dum-ki ia i-na e2-kur

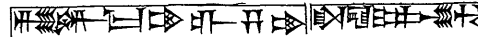
(所の) 告げる 好意を 我が で エクール神殿



mur-ša-am kab-tam asakkam li-im-nam

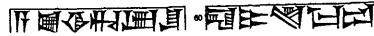
asakk &lt; a2-saḡ3 腫脹、病氣

疾病、 重い 病氣、 悪い



ši-im-ma-am mar-ša-am sa la i-pa-as-se-hu pašahu 驚かされる

怪我等を、重大な 所の ず 快癒せ



a-su qia-ri-ib su la i-lam-ma-du

lamādu 知る

医者が 原因を その ず 診断でき (又)



i-na ši-im-di la u2-na-ah-hu su

nāhu 静める、減らす

でも 包帯 ない 軽減でき それを

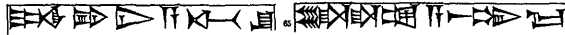


ki-ma ni-si-iq mu-tim la in-na-za-hu

nasāhu 切り落す、根こぎにする

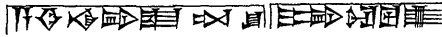
の如く 噛みつき 死の ない 除去でき





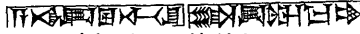
i-na bi-ni-a-ti su li-sa-š1-a-as su ma ašū 出かける、逃げる

から 肉体 彼の 発病させて、 彼に



a-di na-pi-is-ta su 1-bi-el-lu-u2 balū 破壊する

までは 人生を 彼の 終える



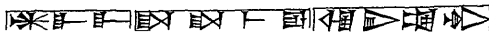
a-na ed-lu-ti su li-id-dam-na an damānu 悲しむ

に対し 活力 彼の 悲しむように、

神々の中の強者、並ぶ物のない戦士、わが勝利を得させる者、ネルガル神がその偉大な力で葦草の狂暴な炎のようにその者の人民を燃やしてしまうように。その強力な武器でその者を切り落としてしまうように、その者の肉体を土の像のように打ち砕いてしまうように。

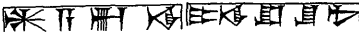
(わが) 国の気高い女王、私を生んだ母、ニントゥ神はその者を息子としては否定するように。その者に名を許さず、その者の人民の中に人間の種を生ますな。

エクール神殿で我が好意を語る所のアンの娘、ニンカルラ神よ、重い疾病、悪い病気、(さらに) 快癒せず、医者もその原因を診断出来ず、包帯でもそれを軽減できず、死に神の一噛みのように取り除けない所の重傷をその者の肉体に発病させて、人生を終えるまで、その者の力を悲しませるように。



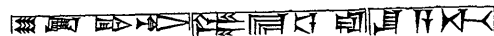
ilāni rabūti sa sa-me-e u3 1r-š1-tim

神々や 偉大なる の 天 と 地



11a-nun-na 1-na su-nigin2 su-nu išteniš < su-nigin2

神々アヌナキは で 会合 彼らの



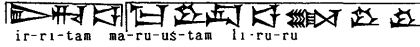
Se-it bi-tim libit e2-babbar-ra su-a-ti e2-babbar-ra < e2-babbar-ak

壁、神殿の 煉瓦、エバッパル神殿の この エバッパル神殿の



zēr su ma-zu šāb su ni-š1 su u3 um-na-an su

種、彼の 彼の国、人 彼の、人民、 彼の と 軍等を 彼の



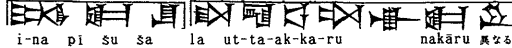
ir-ri-tam ma-ru-us-tam li-ru-ru

呪いで 破滅的な 呪うように、



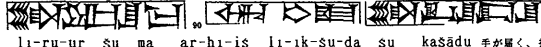
ir-ri-tim da-ni-a-tim 'en-lil<sub>2</sub>

呪いで 強力な 神エンリルよ



i-na pi su sa la ut-ta-ak-ka-ru nakāru 異なる、敵意ある

で 声彼の所の ない 変わら



li-ru-ur su ma ar-hi-is li-ik-su-da su kašādu 手が届く、打ち渡す

呪うように、そして 急いで 圧倒するように、彼を

天地の偉大な神々、集会しているアヌンナキ達よ、神殿の壁、このエ  
バツバール神殿の煉瓦、その者の種族、その者の国、その者の人間や人  
民と軍隊を破滅的な呪いで呪うように。

変わることの無い命令で、エンリル神が強力な呪いをもって呪うよう  
に、そして至急その者を圧倒してしまうように。

(以上、楔形文字とそのインターリネアルの部分は『ハンムラビ法典』泰  
流社刊を著した飯島紀氏の下原稿をもとに作製した、但し『ハンムラビ法  
典』には量が多くなりすぎて、これらの楔形原典は掲載されていない。飯  
島氏は『ハンムラビ法典』とピの字を使っているが、p と b は唇音の無気  
無声音と無気有声音の関係で、法律学文献の上では p 音として扱うことが  
多いので、本稿では「ハンムラビ」と p 音を採用している。アッカド語の  
当時、はたして有声音であったか、無声音であったか立証は困難である  
が、拙稿では無声音のほうを採ることとする。)

バビロン第一王朝時代 (B.C.1830~1530) に、ハンムラビ法典の石柱上  
部でハンムラビ王が太陽神シャマシュから受け取ろうとしている王笏は、  
それ以前の時代にメソポタミア地方で実際の戦闘において使用されていた  
「戦棍」の一種を、この図像においては象徴的に表現して特殊な意味をも  
たせたものであったろうが、このハンムラビ法典の石柱などで、神の権威  
を賦与されてからは、ずっと「王権の象徴」としてバビロニアやアッシリ

ア等のセム系民族の中で、王位が世襲された「証拠の宝物」として代々の国王に受け継がれてきた、と考えられる。

栄枯盛衰、やがてバビロニアが衰退し同じセム系民族のアッシリアが台頭してメソポタミア全域の覇権を握り、中近東から北はコーカサス、西はアナトリア、南西にエジプトまでを版図に広げることになるのであるが、国王の象徴としての王笏は、アッシリア時代まで杖状のままハンムラピ王の法典上部に描かれたものと同様の形態で受け継がれていったものと考えられる。

考古学調査の結果、イラクのバグダードの北でティグリス河が分岐するところにあった古都ニムルドでシャルラト・ニピヒのイシュタル神殿から発掘されたアッシュール・ナシルパルII世 (B.C.875~860) の立像は、左手にこの王笏が握られ、右手には儀式に使われたとみられる「農耕儀礼用の鎌」が下げられている。

王笏を持っている同じ掌中に楕円球状のものが少し見えているが、これが正確には何であるか判然としない。王笏頭部の飾りかあるいはハンムラピ王の受けた輪に関わる「珠」状の象徴的なものであったらうと思われる（これは後に、インドから伝わった各地の仏像において「如意宝珠」という形に発展する）。

国王像の胸部には、楔形文字でその偉大さを示す銘文が刻まれ、先代のトゥクルティ・ニヌルタ王と先々代のアダド・ニラリ王の名前も記されているところから、明らかに血統的な世襲がおこなわれ、こうした王権を明示する象徴的な宝物の「神器」も則位の際に伝えられてきたもの、と考えられるのである。

この王笏が、はたしてハンムラピ王が太陽神シャマシュから伝授されたものと同じかどうかは千年近くの歳月が経っているので良くわからないが、神から賦与された国家の統治権と世俗の法（実定法）を施行できる権



「アッシュール・ナシルパルII世の立像」  
大英博物館「アッシリア大文明展」解説書 p.37



この玄武岩の石碑の断片には、王か神々のシンボルを崇拝している姿が描かれている。このような記念碑は神殿の内外に建てられ、また同じような場面が摩崖に彫刻されることもあった。このような石碑はアッシリアの覇権を主張するものであった。

王はあたかも指を鳴らしているようなポーズで右手を上げているが、これは標準的な崇拝の姿勢である。王の右手には権威の象徴である棍棒が握られている。神のシンボルは、上から順に、太陽神シャマシュを表す有翼日輪、愛や戦争において表される人間の情熱を司る女神イシュタル(金星)を表すロゼット文ないしは星、そして天候神アダドを表す稲妻となっている。

粗雑な彫法や石材のタイプから、この作品がアッシリアの属州で制作されたことが推測される。この石碑は、出土したシェイク・ハマドの地を長年にわたって治めた地方総督のネルガル・エーレシュによって建立されたものと推測される。碑文には、紀元前805年にユーフラテス河を渡って西方に遠征を行なった時の出来事が記されている。(JER)

アダド・ニラリIII世の部分レリーフ (ibid.)

限は、この「王笏」によって伝統的に象徴され、すでに代々世襲されてゆくべきものという概念が確立していたもの、と思われる。

この王位継承に伴う宝物伝授の慣習は、その後もおこなわれてゆき、三代後のアグド・ニラリ三世 (B.C.805~800) の部分レリーフにも、王笏の頭部だけが残った形で出土している。現在のシリア東部にあたる、シェイク・ハマド (古代名ドゥル・カトリンム) で発掘されたこの玄武者の石碑では、どうも太陽神シャマシュは、このアグド・ニラリ三世の前部頭上部に「有翼日輪」の姿で象徴図像化されているように思われる。

有翼日輪は、エジプトの太陽神が象徴図像となった神々とも深く関わっているが、メソポタミアにおいては同じくニムルドの北西宮殿から発掘された象牙版にもさらにはっきりと刻まれ、東方におけるゾロアスター教の最高神アフラ・マツダの象徴図像としても使用され、インド・ヨーロッパ語族の文明にもその宗教的象徴として展開されてゆくことになる。

古代の有翼日輪



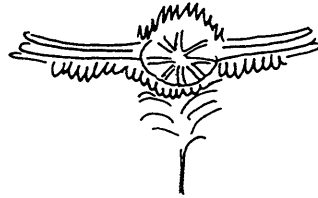
(『フルリ民族関係問題』II、p.177、p.181.ドミニック・パイレル著)

この図像は、インド・ヨーロッパ世界で更に洗練されたものになってゆくが、キリスト教文化の中で発展してゆく原点となったギリシア・ローマに文字を伝えたフェニキアの源流、セム系都市国家のウガリットにおいては、

このような図形だった (op. cit., p.178) のであり、それが時代とともに洗練されて、以下の如く変化してゆき、現代のアメリカ合衆国空軍の胸章・

肩章などの象徴図像にも展開してゆくのである。

«Quelques ancêtres du chasseur royal d'Ugarit», *Ugaritica* VI, p. 5-6, fig. 7,



n° 1



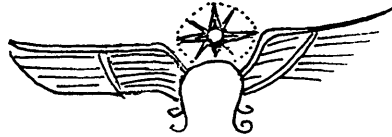
n° 3



n° 5



n° 8



n° 9

アダド・ニラリIII世の浮彫りには、太陽神を示す有翼日輪の右下に、女神イシュタルを示す星型があり、一般的には「金星」に仮託された（愛や戦闘の情熱を示す）ものを表わしていると解されている。さらにこの国王の左上上には、かつて太陽神シャマシュを表わす象徴としてハンムラピ王の石柱で描かれていた「肩の上の光が拡散する象徴図像」が杯状の上部から発散する形となって描かれ、これは「天候神アダド」を示す稲妻と理解されているが、いずれも自然の光線を図像化したものに他ならない。



アッカド時代の円筒印章：水（蛇）を得た女神と冥界で苦しむ太陽（ライオン）が、春の水へ向けて進んでいる



アッカド時代の円筒印章：冥界を行くシャマシュ

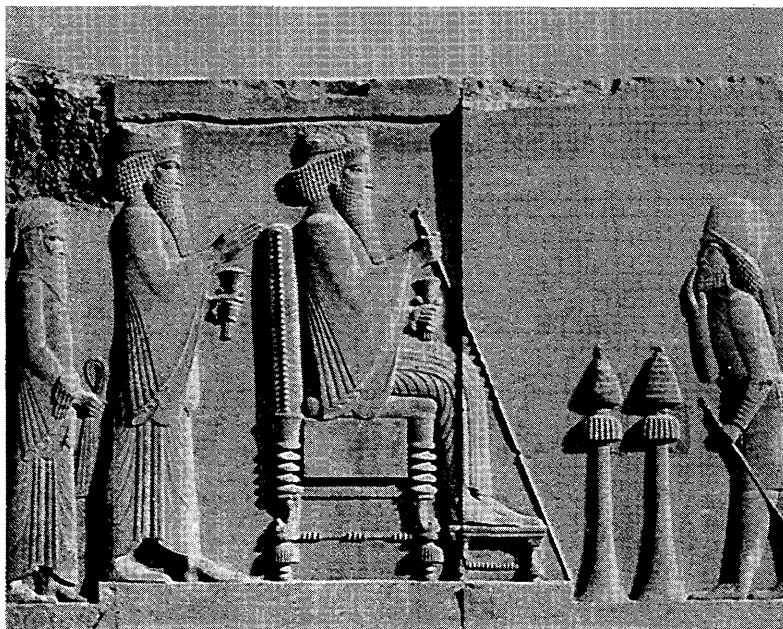




アッカド時代の円筒印章：シャマシュ神

さて、考古学上の発掘例から類推する限り、メソポタミアで描かれた王笏は、その形態的には戦棍の上品質のものであったようで、その後、杖上部の装飾としてさまざまな玉や貴石が使われる一方、戦闘上は実用的な鉄製の突起がついたものや、丁度チェス駒のルーク状のもの四方にライオンを型どった円柱形の柱頭も多数出土していることから武器としても使用されていたことがわかっている。

# le vocabulaire des institutions indo-européennes



ダレイオス I 世の倚座謁見の浮彫（テヘラン国立博物館蔵）右手に黄金の王笏を持ち、左手に蓮華状の玉杯をもって玉座に腰掛けるのが大王、その後に右手を挙げて左手に蓮華状の玉杯をもつのが皇太子のクセルクセスである。その後右手で布を握るのは神官であると思われる。エミール・パンヴェニスト著、前田耕作監修「インド・ヨーロッパ諸制度語彙集」言叢社刊。p.14・p.24、訳註 6 を参照のこと。（訳文は筆者）

## 第二部 英語の「<sup>メイス</sup>職杖」と「<sup>セプター</sup>王笏」

英語では、市長や大学の総長などが、その職席を標示する象徴として、儀式の際などに使用する杖のことをメイス mace（「職杖」と訳す）と呼び、この mace はその同じ綴りのままで中世以前の「戦棍（金属の棍棒状の武器）」をも意味していた。また、この単語は中古フランス語の masse から英語となったものと考えられ、大陸では農耕用具の大槌から変化した「<sup>つちほこ</sup>鎚矛」を指していたもので、現代英語でも職工が用いる工芸用の「槌矛」として使われているものである。

語源的には、ラテン語の matteola から派生しているが、いずれにせよ「木の棒の先に何かを打ちつける頭部の固い部分を取りつけて道具として使われていたもの」であったようだ。古代ローマの政治家大カトー Marcus Porcius Cato (B.C.234~B.C.149) が著した『農業論』には、この語中の多重子音 t 音がひとつになった mateola という形で、「<sup>くわ</sup>鋤の柄」という意味で使われているところからして、固い木の棒状にした道具がその語源であったろう、と考えられている。この単語と印欧語のうえで語源的に共通するサンスクリット語の matyám もインドで用いられた農耕用具で「スパイク状の歯または円板を立てて横並べにつけた農具」で、耕作地をならしたり、土塊を砕いて細かくしたりあるいは雑草の根を引き抜くのに用いられたから、木の棒に何かを取りつけて道具としたものがインドにおける農耕器具の本来意味するところであったようである。

セム語族であるアッシリアの国王アッシュール・ナシルパル II世が右手に持っているものも一般的には「儀式用の鎌」であって、本来農耕する領民が耕作するために使っていたか狩猟民の野獣捕獲用の道具が、神話の中で「神が怪物と戦闘する時に用いられる武器」に発展していったものであ

ろうと考えられている。

もともと「職杖」なる地位を表わす単語ができあがったのも、その共同体の内部で、本来その杖を使ってある道具を生産するか、その杖を使う立場を象徴し、そこで実際に使われる杖状のもの（例えば、教師の場合教壇で使う鞭<sup>むち</sup>や黒板で示す棒）をその職業分野の長を象徴するものに投影した「象徴物」がその本来の姿であったろう、と考えられるのである。

### 西欧諸国の「王笏」の由来

その職域の長として就任した者が誰でも手にすることができるメイス mace と違って、国王が即位の時や公的な儀式の時に手に持つ「王笏」のほうは、英語ではセプター scepter と言い、英国内で各団体の長が手にする杖とはその名称を異にしている。語中の C が黙字なのは、もとのフランス語 sceptre (セプトル) も同じであり、この単語が英語に入ったのは A. D.1066年 the Norman Conquest (ノルマン征服) 以降のことである、と考えられる。

これは、もともと印欧語族の北ゲルマンに属するノルマン人が当初バイキングとして南下し、ヨーロッパ各地の海岸地帯を劫掠していた一環として北仏の半島部に「ノルマンディー公国」を建国 (A.D.10世紀初め)、文化的にはフランス化した民族が、対岸のイギリスを侵略して王位についた歴史的事件を言うのであるが、王権等の制度的なものは、フランスから持ちこんだものがかなり多いとみられている。

この事件の発端は、<sup>ざんげ</sup>懺悔王エドワードが死にその義弟ハロルドが即位した時、ノルマンディー公ウィリアム (仏名ギョーム) がイギリスへ侵入して英国王位を要求したことに始まる。若干39歳であったウィリアムは1066年10月14日におこなわれた「ヘースティングスの戦い」で勝利し、ノルマン朝のウィリアム征服王として英国王の名を冠して戴冠することになるわけ

であるが、その時から従来イギリスでは、ウィンチェスターでおこなわれていた英国王の戴冠式 coronation と戴冠祝祭 crown-wearing が、ウェストミンスター寺院 Westminster Abbey でおこなわれることが多くなるようである。

ノルマン人が「王笏」を王権の象徴として意識したのは、イギリス侵入以前に住んでいたフランスのノルマンディー半島を含む大陸内で、この制度が定着していたからであろう。その祖国フランスでは、一番最初にフランスにおいてキリスト教を伝道して殉教した、聖ドニを讃えて建立したサン・ドニ修道院で国王の戴冠式がおこなわれ、フランス革命後持ち去られたが、その後回収され、フランスの王笏の多くは今もここに納められているのである。

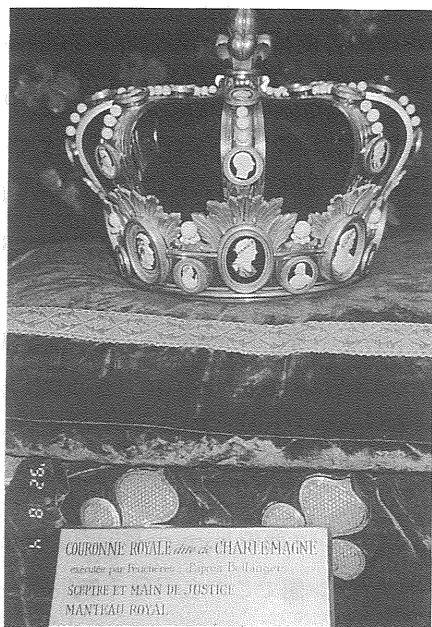
英語のもとになったフランス語の sceptre は、ラテン語の中性名詞 Scēptrum から出ており、ラテン語でこの名詞は「1. 笏、2. 王権、王位、王たること、支配」を意味していることから scēptri-ger あるいは scēptri-fer (sceptrum に fero あるいは gero という動詞がついて出来あがったもの)「王笏を持つ、王である」という動詞が創られることになる。

英語では、scepter という単語自体が、名詞であるとともに動詞としても使われ「笏を与える」ことから「王権を与える、王位につかせる (invest with authority)」という意味を持つようになる。

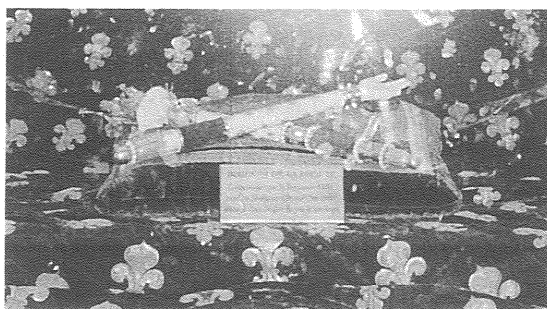
もっともラテン語では、後の英語の慣用とは異って教師などの持つ職杖なども広く sceptrum という単語で表わしていたようで、ローマ初期の王政から共和制を経てカエサルが出現して帝制が築かれる頃まで「笏を持つこと」がかなり広くゆきわたっていた、と言えるだろう。

## ローマとギリシアの「王笏」の由来

ヨーロッパ諸国で、国王が笏を持つことによって「王であること」の象



シャルルマーニュ大帝の所持していたものとみられる  
王冠(上部写真)と王笏(下部写真)



徴を示すようになったのは、宗教界の指導者ローマ法王がやはり笏を持っていたことに由来し、多くの場合ローマ法王から世俗の王として認めてもらったことで、法王の聖なる姿を真似たものと思われる。これはローマ時代からカトリック指導者として、ローマ法王が儀式の際に用いていたものを世俗の君主たる後世の神聖ローマ帝国 (Heiliges Römisches Reich Deutscher Nation) の王たちが真似したのが、最初であつたろうが、そもそもこの *scēptrum* (王笏) という綴りの単語は、ローマで創られたものではなく、すでにギリシア時代から使われていたもので、もともとギリシア語の *σκήπτρον* をそっくりそのままラテン文字に置き換えたものである (-*ον* が -*um* に変化した形でラテン語となった)。この事情については、すでに印欧比較言語学の泰斗エミール・バンヴェニスト Emile Benveniste がその著書 “le vocabulaire des institutions indo-européennes” 第二巻の中で指摘しているので、その部分をみておくことにしたい。(なお、この著書は和光大学の前田耕作教授が監修して邦訳されているので、その訳をそのまま添える)

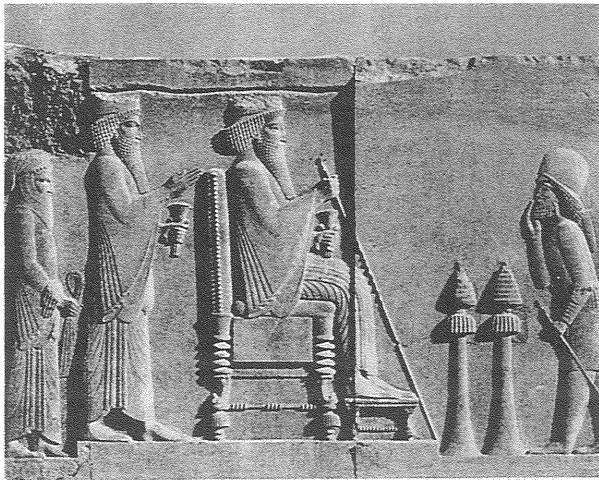
Dans la série des termes relatifs au roi et à la royauté, il paraît légitime d'inclure le nom d'un des insignes propres à la fonction royale, le sceptre, qui est désigné en grec par *skēptron* (*σκήπτρον*). Ce n'est pas un terme indo-européen, il est restreint, en fait, au grec. Nous voyons là quelque chose de singulier, car l'institution du sceptre s'est très tôt répandue chez nombre de peuples européens. En effet, du grec le terme est passé au latin et au slave, puis du latin au germanique, couvrant ainsi une grande partie de l'Europe. Cela rend d'autant plus notable l'absence de la notion en indo-iranien.

王と王権に関連する一連の用語のうちに、王の権能と切っても切り離せない権標の1つを指す名詞、ギリシア語で言うところの *skēptron*

(σκῆπτρον)、つまり王杖を当然含めるべきだろう。この用語はインド＝ヨーロッパ語ではなく、実際はギリシア語に限定される。ただ、そこには幾分特異なところもあって、王杖にまつわる制度はごく早い時期に多数のヨーロッパ民族に広まっている。確かに、*skēptron* という用語はギリシア語からラテン語やスラヴ語へ、さらにラテン語からゲルマン語へ、といった具合に伝播し、ついにヨーロッパの大半を覆うまでになった。そして、このことは、インド・イラン語派における王杖という概念の欠如をいやがうえでも際立たせるのだ。

(エミール・バンヴェニスト著『インド・ヨーロッパ諸制度語彙集』第二卷「王権・法・宗教」前田耕作監修、言叢社刊 p.24)

この訳文中「王杖」とあるのは勿論「王笏」と同じことで、ただこの原著の第二巻表紙にある「イランのダレイオス I 世の倚座謁見の浮彫」にみられるように、印欧語を話す民族において展開された王笏はその大多数が



ダレイオス I 世の倚座謁見の浮彫 (テヘラン国立博物館蔵) 右手に黄金の王笏を持ち、左手に蓮華状の玉杯をもって玉座に腰掛けるのが大王、その後右手を挙げて左手に蓮華状の玉杯をもつのが皇太子のクセルクセスである。その後右手で布を握るのは神官であると思われる。エミール・バンヴェニスト著、前田耕作監修「インド・ヨーロッパ諸制度語彙集」言叢社刊。p.14・p.24、訳註 6 を参照のこと。(この部分の翻訳は筆者)



細長く、まさに杖状となっているので敢て「王杖」の訳語を使用した、と思われる。

エミール・バンヴェニストは、さらにこの箇所が続けて、インドやイランにおいてこれに共通する印欧共通基語の展開がないことから、言語としての王笏が普遍的でないことを述べているが、本稿の主旨とは一致しないので割愛する。しかしながらバンヴェニストは、古代ローマにおいて *sceptrum* という単語がギリシア語から入るまでは *hasta* という語が使われており、これが「槍の柄としての王杖を意味していた」ことを指摘している。

Or, aux origines de Rome, le sceptre des rois se dénommait *hasta*, selon Justin 43, 3 : « *hastas quas Graeci sceptras dicere...* » *Hasta* est bien ainsi en latin l'équivalent du « sceptre » comme bois de lance. Quant au sceptre des Germains, les historiens latins l'appellent une « pique », *contus*. Le nom germanique est v. h. a. *chunin-gera*, v. anglais *cyne-gerd* « baguette de roi » ; or le vieux-haut-allemand *gera* « baguette » (got. *gazds* « aiguillon ») correspond au latin *hasta*.

ところで、ローマの始まりにおいて王杖は *hasta* と名付けられ、ユニティヌス、43、3 には、《*hastas quas Graeci sceptras dicere...*》[ギリシア人たちが *sceptrum* と呼んでいる *hasta* を...] という記述がみられる。このように、*hasta* はラテン語においてまさに槍の柄としての《王杖》を意味していたと思えるのである。ゲルマン民族の王杖に関していえば、ラテンの歴史家たちはそれを《槍》*contus* と呼んでいる。ゲルマン語派での名称は古高ドイツ語で *chuningerta*、古英語で *cyne-gerd* 《王の細杖》。古高ドイツ語の *gera* 《細い棒》(ゴート語 *gazds* 《[牛を駆るための] 突き棒》) はラテン語の *hasta* に対応する。(loc. cit., p.25)

### 第三部 ソークラテース裁判における「王笏」

ところで、古代ギリシアで、「王笏」が述べられたもので最も良く知られているのは、何と言ってもギリシア最古の叙事詩人ホメーロスの英雄叙事詩『オデュッセイアー』の中の一節であって、これはソークラテースの裁判においても、ソークラテースを告発した人々によってこの「王笏をもって打つ」箇所が「詩人が下賤の民衆や貧しい人々を打つこと」としてソークラテースが賞讃したこと、が告発の主たる理由のひとつとなっている、というのである。

そこで先ず、その告発に使われた「オデュッセイアーの箇所」をクセノフォンの引用から引いてみよう。

“Ουτινα μὲν βασιλῆα καὶ ἔξοχον ἄνδρα κιχείη,  
τὸν δ' ἀγανοῖς ἐπέεσσιν ἐρητύσασκε παραστάς·  
δαιμόνι', οὗ σε ἔοικε κακὸν ὡς δειδίσεσθαι,  
ἀλλ' αὐτὸς τε κάθησο καὶ ἄλλους ἴδρυσ λαούς.  
ὃν δ' αὖ δήμου τ' ἄνδρα ἴδοι βοόωντά τ' ἐφεύροι,  
τὸν σκήπτρῳ ἐλάσασκεν ὁμοκλήσασκέ τε μύθῳ·  
δαιμόνι', ἀτρέμας ἦσο καὶ ἄλλων μῦθον ἄκουε,  
οἱ σέο φέρτεροί εἰσι· σὺ δ' ἀπτόλεμος καὶ  
ἀναλκις,  
οὔτε ποτ' ἐν πολέμῳ ἐναρίθμιος οὔτ' ἐνὶ βουλῇ.

王將の者身分よき者にはこれに逢ふ毎にかたはらに進みて、穏やかなる詞にて制したり、『尊下、<sup>だふ</sup>懦夫のごとく驚くは見よからず、みづから先づ坐して残る者どもをも坐せしめ給へ。……』されど下民の者を見出でその<sup>きけ</sup>号ぶを聞くごとに、王杖をもって打ち大音に叱咤しぬ、『尊公、じつとして汝より勝れたる人々の言葉を聴かざるか、汝は臆病者の弱卒

なり、戦にも謀議にも数<sup>かぞ</sup>まへらるる者にあらず。』

(クセノフォン『ソクラテースの思い出』佐々木理訳、岩波文庫、青603-1、p.42。)

しかしながら、この解釈をめぐる、ソクラテースは決してそのようなことは言わなかった、とクセノフォンは反論するのである。

そのクセノフォンの反論は、

ταῦτα δὴ αὐτὸν ἐξηγεῖσθαι, ὡς ὁ ποιητῆς ἐπαινοίη  
παίεσθαι τοὺς δημότας καὶ πένητας. Σωκράτης  
δ' οὐ ταῦτ' ἔλεγε, καὶ γὰρ ἑαυτὸν οὕτω γ' ἂν ᾔετο  
δεῖν παίεσθαι, ἀλλ' ἔφη δεῖν τοὺς μήτε λόγῳ μήτ'  
ἔργῳ ὠφελίμους ὄντας καὶ μήτε στρατεύματι μήτε  
πόλει μήτε αὐτῷ τῷ δήμῳ, εἴ τι δέοι, βοηθεῖν  
ἱκανούς, ἄλλως τ' ἂν πρὸς τούτῳ καὶ θρασεῖς  
ᾧσι, πάντα τρόπον κωλύεσθαι, κἂν πάνυ πλού-  
σιοι τυγχάνωσιν ὄντες.

これを彼は詩人が下賤の民および貧しい者<sup>ちようちやく</sup>を打擲することを賞讃するものと、解説したと言うのである。しかしソクラテースはそんなことは言わなかった。なんとなれば、この考えからすれば彼は自分が打擲を受けなくてはならぬと思ったことであろう。そうでなくて彼が言ったのは、言葉を以ても行為を以てもなんら人の役に立てぬ者、軍隊なり国家なり人民そのものなり、必要の際にこれらを助ける力のない者は、たとえそれが大富豪であろうとも、ことに無能に加えて傲慢な場合は、あらゆる手段をつくしてしゃべるのをやめさせなくてはならぬ、と言うのである。(loc. cit., p.42~p.43)

このような引用からもわかるように、ギリシアが民主主義化されても、王笏を持つ者が国家の統治者であったことは認識されていたようで、クセノフォンがソクラテースについて記した書物（一般的には16世紀から

のラテン語名称で Memorabilia それ以前はギリシア語で ΑΠΟΜΝΗΜΟΝΕΥΜΑΤΑ、邦訳はクセノフォン『ソクラテースの思い出』岩波文庫33-603-1)の中に、ソクラテースの言葉として「統治する術を心得た者」は王笏など持たずともそれだけで国家の統治者たりうるということが指摘されている。

**Βασιλεῖς δὲ καὶ ἄρχοντας οὐ τοὺς τὰ σκῆπτρα ἔχοντας ἔφη εἶναι οὐδὲ τοὺς ὑπὸ τῶν τυχόντων αἰρεθέντας οὐδὲ τοὺς κλήρω λαχόντας οὐδὲ τοὺς βιασαμένους οὐδὲ τοὺς ἐξαπατήσαντας, ἀλλὰ τοὺς ἐπισταμένους ἄρχειν.**

国王とか統治者という者は「王笏を手を持っている者」のことではなく、また人民によって選挙されたものやクジで当たった者とか詐欺的手段でなった者ではなく「統治する術を心得た者」なのである(クセノフォン『ソクラテースの思い出』佐々木理訳、岩波文庫 p.153~p.154)

### イーリアス中の「王笏」

このソクラテースが引用したとされるオデュッセイアーの「王笏」は、その同じ古典作品の著者とされるホメーロスの『イーリアス』においては、もともと鍛冶や工匠の神であったヘーパイストスによって作製されたもの、と伝えられている。

その経過と王笏のはたす機能は、原文において以下の通りである。

**ἀνὰ δὲ κρείων Ἀγαμέμνων  
ἔσθη σκῆπτρον ἔχων, τὸ μὲν Ἡφαιστος κάμε  
τεύχων.**

**Ἡφαιστος μὲν δῶκε Διὶ Κρονίωνι ἄνακτι,  
αὐτὰρ ἄρα Ζεὺς δῶκε διακτόρῳ ἀργεῖφόντῃ.**

Ἑρμείας δὲ ἄναξ δῶκεν Πέλοπι πληξίππῳ,  
 αὐτὰρ ὁ αὐτε Πέλοψ δῶκ' Ἀτρεί, ποιμένι λαῶν.  
 Ἀτρεὺς δὲ θνήσκων ἔλιπεν πολύαρνι Θυέστη,  
 αὐτὰρ ὁ αὐτε Θυέστ' Ἀγαμέμνονι λείπε φορῆναι,  
 πολλῆσιν νήσοισι καὶ Ἄργεϊ παντὶ ἀνάσσειν.  
 τῷ ὃ γ' ἐρεισάμενος ἔπε' Ἀργείοισι μετηύδα·

そのときアガ멤ノーン王は笏杖しゃくじょうを執り立ち上った、これこそヘーパイストスが骨折ってこしらえたもの、ヘーパイストスは（この杖を）クロノスの子の大神ゼウスに奉ったのを、さらにまたゼウスは、知ってのとおりお使神なるアルゴスの殺し手にやり、ヘルメイアース神はまたそれを馬を鞭うつペロプスにと授けられた。

それをまた今度はそのペロプスが つわもの共おきの牧者なるアトレウスにやり、アトレウスは世を去る際に 羊を数多あまたもつテュエステースに伝えた、それを今度はそのテュエステースが アガ멤ノーンに、多くの島々またアルゴスの国中しを知ろすしるしとして持つようにと 遣のこしたえた、その笏杖に身をもたせつつ、アルゴスの兵どもつわものに言いかけるよう、（この訳文中の「笏杖」は王笏、王杖と全く同じ意味として用いられる。ホメーロス『イーリアス』上巻、呉茂一訳、岩波文庫、p.52）

このように、もともと王笏は神々の王であるゼウスが持っていたもので、それをアルゴスという別名を持つ体中に無数の眼を持つ怪人「ヘルメイアース神」にやり、それからアガ멤ノーンの祖父にあたるペロプスに渡ったものとされる。なお「馬に鞭打つ」というのは騎士階級の象徴で、ペロプスの出身が騎馬民族であったと、考えられるのである。

ギリシア神話において、王笏はすべてここから伝わったものとみられているが、しかし当然のことながら、この当時生存していたセム系民族の国王も王笏を有していたものであり、その王笏に関する由来は、旧約聖書の

『創世記』にみることができる。

## 第四部 旧約聖書における「王笏」

こうした楔形文字で書かれた「王笏」は、バビロニアやアッシリアと同じセム系民族の王位継承において、そのままユダヤ系の民族に受け継がれていったものと思われる。因みに旧約聖書の『創世記』にはアブラハムや直系ヤコブの言葉として以下の内容を記している。

רַגְלָיו	מִבֵּין	וּמִחֶקֶק	מִיְהוּדָה	שֶׁבֶט	יָקוּר	לֹא	
feet-of-him	from-between	nor-ruling-staff	from-Judah	scepter	he-will-depart	not	(10)
עַמִּים:	יִקְהַתּ:	וְלֹ	שֵׁלָה	יָבֵא	כִּי	עַד	
peoples	obedience-of	and-to-him	whose-he	he-comes	when	until	

(王笏は、ユダから離れず、統治の杖は足の間から離れない。逐にシロが来て、諸国の民族は彼に従うのである) (日本聖書協会『聖書』新共同訳、創世記第49章10節)

同じくこの『創世記』の第49章28節から、いわゆるイスラエルの十二部族なるものが派生してくるので、ユダヤ系の王族もその統治の象徴としてこのような「王笏」を所持し、王位継承の証拠となすようになるのである。この伝統はユダヤ教からキリスト教そしてイスラーム教にも伝播していったものと思われる。

このヘブライ文字によって記述された「王笏 (שֶׁבֶט)」という単語は、同じ旧約聖書として編纂された『詩篇』 psalms の中で、新たに变化して王笏から「あなたの杖」という意味に発展し、ユダヤ教の教義においては「羊 (イスラエル) が、外敵から襲撃される時に、その外敵を追い払ってくれる戦棍」という象徴的な意味が加わって宗教的に解釈され、更にキリスト教徒にとっては「羊飼いである主たる神ヤーウェによって守られる守

護者」という意味に転化する。ここに『詩篇』第23篇の原文と前記の新共同訳を掲げる。

מִזְמוֹר לְדָוִד יְהוָה רֹעִי לֹא אֶחָסֵר׃  
I-shall-lack nothing one-being-shepherd-of-me Yahweh of-David psalm (23:1)

בְּנֵאוֹת רִשְׁאָה יִרְבִּיעֵנִי עַל-מֵי מְנַחֲוֹת  
quiet-ones waters-of beside he-makes-lie-down-me greenness in-pastures-of (2)

יְנַהֲלֵנִי׃ נַפְשִׁי יִשׁוּבֵב יְנַחֲנֵי בְּמַעְלָלֵי צְדָקָה  
righteousness in-paths-of he-guides-me he-restores soul-of-me (3) he-leads-me

לְמַעַן שְׁמוֹ׃ גַּם כִּי-אֵלֶּךָ בְּגֵיא צְלֻמֹּת  
deep-darkness in-valley-of I-walk though even (4) name-of-him for-sake-of

לֹא-אֵירָא רָע כִּי-אַתָּה עִמָּדִי שִׁבְטֶךָ וּמִשְׁעַנְתֶּךָ תִּמְנָה  
they and-staff-of-you rod-of-you with-me you for evil I-will-fear not

יְנַחֲמֵנִי׃ תַּעֲרֹךְ לִפְנֵי שֻׁלְחָן נֹגֵד  
in-presence-of table before-me you-prepare (5) they-comfort-me

צַרְרֵי בְּשֵׁנֶיךָ רֹאשִׁי כּוֹסֵי  
cup-of-me head-of-me with-the-oil you-anoint ones-being-enemies-of-me

רִנְיָה׃ אָדָּא טוֹב וְתִסְדֵּךְ יִרְדְּפוּנִי כָּל-יְמֵי  
days-of all-of they-will-follow-me and-love goodness surely (6) overflow

תִּי וְשַׁבְתִּי בְּבֵית-יְהוָה לְאֶרְךָ יָמִים׃  
days for-length-of Yahweh in-house-of and-I-will-dwell lives-of-me

23

主は羊飼ひ、わたしには何も欠けることがない。

2 主はわたしを青草の原に休ませ

憩いの水のほとりに伴ひ

3 魂を生き返らせてくださる。

主は御名にふさわしく

わたしを正しい道に導かれる。

4 死の陰の谷を行くときも

48 論 説

わたしは<sup>わざわ</sup>災いを<sup>おそ</sup>恐れない。

あなたがわたしと<sup>とも</sup>共にいてくださる。

あなたの<sup>むち</sup>鞭、あなたの<sup>つえ</sup>杖

それがわたしを<sup>ちから</sup>力づける。

5 わたしを<sup>くる</sup>苦しめる<sup>もの</sup>者を<sup>まえ</sup>前にしても

あなたはわたしに<sup>しよくたく</sup>食卓を<sup>ととの</sup>整えてくださる。

わたしの<sup>あたま</sup>頭に<sup>こうゆ</sup>香油を<sup>そそ</sup>注ぎ

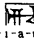
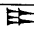
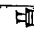
わたしの<sup>さかづき</sup>杯を<sup>あふ</sup>溢れさせてくださる。

6 <sup>いのち</sup>命のある<sup>かぎ</sup>限り


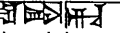

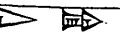

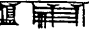
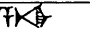
<sup>めや</sup>恵みと<sup>いつく</sup>慈しみはいつもわたしを<sup>お</sup>追う。

<sup>しゆ</sup>主の<sup>いえ</sup>家にわたしは<sup>かえ</sup>帰り

<sup>しょうがい</sup>生涯、そこにとどまるであろう。

この詩篇第23篇は、一般的にみて「牧者＝羊飼ひ」としての神ヤーウェを賛美したダビデの詩としてキリスト教徒には受け入れられているが、旧約聖書にはるか先行する「ハンムラピ法典の前文」においても、既に「牧者」という比喩がそっくりそのまま使われており、ハンムラピ王自身の尊称のひとつとして    (牧者) = (保護者) としての名が確定していたことから、中近東における「神名の呼称あるいは神の代理人の名称」はすでにハンムラピ法典においてその魁をみることができるだろう。

ハンムラピ法典の前文における「牧者」の記述は以下の通り、

				保護者
ha-am-mu-ra-bi	ri-i-a-um	ni-bi-it	reau	
ハンムラピとは	牧者	名付けた	nabu	名付けた
			it k a2	
en-lil2	a-na-ku			
エンリルが	私である。	すなわち		



(訳文)「エンリル神が、牧者ハンムラピと名付けた者、それはこの私なのである」

この牧者の概念が、ユダヤ教を通じてキリスト教徒に受容されたことによって、新たな宗教上の発展を遂げ、「牧師」という神の使徒たる者の聖職者の名称に（特に新教プロテスタントにおいて）発展するのである。

### イスラーム教国家における「王笏」の展開

笏杖は、軍の将校が自分の軍隊を指揮する「指揮棒」としても使われる。

写真はインドネシアで1997年12月19日士官学校の卒業式において、スハルト前大統領と握手を交わすインドネシア軍の将校達、右手で握手する一方、左手には「笏杖」の変化した指揮棒が脇の下に抱えられている。

スハルト大統領退任後、ハビビ新大統領がインドネシアの社会的混乱を収束させるため新たに軍幹部を更迭した時に、新たに任命されたチャニアゴ予備軍指令官が左手に持っていたのは、やはり「王笏」から派生した軍隊の指揮棒であった。1998年5月24日「東京新聞」

### アルメニア正教における「王笏」

アルメニア正教の総本山である聖エチミアジンには、正教の大僧正カトリコスが儀式的時に使用する王笏を始め、過去のカトリコスが持っていた王笏や歴代の国王が所持していた王笏などが展示してある。

これらの王笏は頂点が平らで、日本の笏のように（特に天皇が所持する牙笏）象牙など白い牙を使用したものが圧倒的に多いようである。頂点に平たい握りをつけるのは、アルメニア文字を創ったと仮託されている聖メスロープ・マシュツの持つ頂上部分が二匹の蛇の形をした王笏をデザイン的に踏襲した結果、それを模した握りをずっとつけていたものと考えら



1997年12月19日、大統領官邸で士官学校の卒業式に臨み、インドネシア軍幹部と握手する前スハルト大統領＝ロイター（上下の写真とも「東京新聞」より転載）



ジャカルタで1998年5月23日、インドネシア陸軍戦略予備指令官に任命され、陸軍参謀長と握手するチャニアゴ氏（右）。2人の間、後方にいるルミンタン氏は前日、スハルト前大統領娘婿のプラボウォ氏の後任に就任後、まもなく解任された＝AFP・時事



神よりアルメニア文字を授けられる聖メスロップ、右側に王笏がある

れる。

西欧諸国の王笏に、やはりこのようなスタイルのものが多なのは、中世になってから地中海に面したキリキアのアルメニア王国が崩壊した後、この王位が西欧諸国に伝えられ、それとともにこうした王笏などの形も伝わっていったと言われているが、王笏の形などというものは世界的にみて、どこで造られようとも同じようなものになって、相互に似たものになるとみるほうが良いように思われる。

## 第五部 アメリカ合衆国における「王笏」

ここで展開した英語の *scepter* という単語は、イギリスから独立し、共和体制を確立したアメリカ合衆国においても、引き続き重要な意味をもって使用され、今日に至っている。

例えば、コンピューターをめぐる IBM の独占体制に、1982年独禁法が改正されたのを機に、発足当時からベル電話会社として電話・通信における全米独占を築いてきた A.T. & T. (American Telephone and Telegraph) 社も分割されたのであるが、その代わり A.T. & T. 社は、従来研究だけで商業上参入できなかったコンピューター部門にも参加できるようになったのである。

早速 A.T. & T. 社は、この独禁法改正の翌年 (1983年) の11月から、先ず最初にフロリダ州のマイアミを中心として、全米の14州で日刊新聞の24紙を発行する米国最大の新聞社ナイトリッターと合併して「ビュートロン」と呼ばれるビデオテックスによる情報サービスのシステムを構築したのである。

世界最大の電話・通信会社 A.T. & T. が、そのビュートロンのパソコン端末に採用した端末機の名称こそがまさに「王笏 *scepter* (セプター)」

で、このセプターを使用することによって全米の電話回線利用者は、いつでもありとあらゆるニュースからレジャー情報、株式相場、不動産情報、さらにショッピング・ガイドから交通機関の全情報までも入手することができるようになったのである。

このようにして、このパソコン・ソフトの端末機を持つことになった一般人は、まさに「王笏」を手に入れ、あらゆる情報を支配できるようになったのである。A.T. & T. 社が、斯様に多くの機能をもつ端末に「セプター」という名をつけたのは、今日のインターネットにおける先鞭として恰好の名称を見つけたものと言うべきであろう。

## 第六部 中国における「王笏」

東洋では、中国においても中近東古代のバビロニアと同様「王笏」は王の権威を表わすものとして儀式などで用いられていた、と考えられる。

和漢三才図会の巻二十六によれば、周の武王の時とあるから、金文（銅器銘文）などによって推察するに、紀元前1070年頃、現河南省の牧野で殷を破った国王が、統治の目的をもって王の権威たる「王笏」を用いた、と思われる。その頃の王笏がいったいどのようなものであったか皆目見当がつかないが『説文新附』に「笏、公及士所搢也、从竹勿聲、案、籀文作回、象形」とあるから、宮廷において後に「官位ある者が束帯の時に持つ手板」として使われた時には、すでに「君前で指畫する際これを使って、また記憶すべき事件をこれに書いていた」ものであらうと想像される。しかしながら、そのような目的をもって使われる以前は中近東やヨーロッパの王笏と似たものであったと想像されるのである。

因みに、笏の儀式上の規定が初めて採用されたのは魏王朝の武徳四年であったとされているが、これは西暦の紀元で言えば A.D.495年である。こ

の魏王朝は長安と並び古くから国都が置かれていた洛陽に首都を定めたものであるが、洛陽は紀元前11世紀に周の成王が都を定めてから、後漢、曹魏、西晋という時代にずっと都が置かれており、この後も後唐などによって都が置かれたところから、この地でもずっと歴代の王朝によって国王の権威として王笏は使われていたものと思われる。

この時、魏王朝が儀式上の規定として定めた笏は「五品以上が象牙製の笏とし、六品以下は竹木製のものが定められた」とある。

しかしながら、歴代王朝の宮廷内で、階層によって所持する笏の種類を最終的に細かく確定したのは、その後100年以上を経た唐王朝（A.D. 618～A.D.907）においてである。

この時代まで、笏の材料としては恐らく天子（皇帝）だけが他の者と異なり、唯一「玉」を使用していたのではないか、と思われる。

## 第七部 日本の「笏」

日本の支配階層は、西暦 A.D.630年ごろからこの唐王朝に遣唐使を派遣し、唐の文物を輸入したばかりでなく、唐王朝の制度も積極的に学び、盛唐の統治制度や儀礼をそのまま導入したのである。

そして日本に律令国家体制を築くために、国内制度を整備する目的で、百年前に遣隋使の結果制定した「十七条憲法」を基礎として先ず「大宝律令」（A.D.701）を制定し、すべて最初は宮廷等の衣冠束帯などの様式を唐の定めたものに模倣したのである。笏についても平安中期になって『延喜式』弾正台という言葉はば律令の施行細則の中で「凡五位以上通用牙笏・白木笏・前誦後直、六位以下官人用木、前挫後方」という一節があるが、この牙笏・白木笏を解釈して「牙笏を用いるのは大儀をおこなう時礼服とともに用いるもので、木笏は一般的な朝服とともに用いられる」と解する

ようになっていったと思われる。

そして、実際に牙笏は大儀の際の礼服を着用する時のみ帯同し、広く宮廷の日常で朝服を着ける時は木笏だけを使用するようになっていき、やがて牙笏は壊れたかそのまま材料の象牙等が入手できないで次第に忘れられていったもの、と思われる。

ところで、中近東やヨーロッパの王候・貴族やキリスト教の法主などの持つ笏杖にもその頭部や杖の部分に多く象牙や牛の角などが用いられており、その白い素材が笏の持つ意味として普遍的なものとなってくる。それに対して、笏という中国の儀式用祭具を導入した日本では、やがてその呼称が問題となり、当時の中国語の音からきた「コツ」が骸骨の骨と同じ音であるところから忌み嫌われるようになり、「シャク」と称されるようになった。

朝鮮半島では、李氏朝鮮の王朝において一般的に儀式の時などに用いられていた笏は、普通に「フル」と呼ばれていたようである。

플(笏)은 (제) 조복(朝服)을 입고  
조현(朝見)할 때에 오른손에 쥐  
던 때. wooden mace



【플】

民品社『現代國語大辞典』梁柱東監修、1978年4月25日発行

(なおこの英訳 wooden mace の mace は本稿で説明したように誤り、正しくは scepter を使うべきもの)

平安時代の漢和辞典とも言える『和名類聚抄』の服玩具という項目には「音忽、俗云、尺」という説明があり、この尺という文字から、後に「長さが一尺になった」という説もある。

しかしながら、当時の笏の大きさについて『東大寺献物帳』などの記録に残っているものは、だいたい一尺三寸ぐらいの長さがあったようで、この献物帳の記載するところによると「牙笏一枚は長さが一尺三寸二分で本広一寸九分、通天牙笏一枚は長さが一尺一寸三分で本広一寸六分、大魚骨笏は長さが一尺二寸一分で本広一寸九分」というように詳細に定められていた。なお当時の牙笏の遺品が正倉院御物の中に残っているそうで、中国からこのような儀式制度を導入した当初は本来大陸で使われていた王笏の材料が日本でもそのまま用いられていたようである。本来中国で、牙笏、通天牙笏、大魚骨笏が、いかなる材料によって作られていたかは知る由もないが、日本において入手できる材料は限られており、時代が経過するとともに次第にその材料は木材だけに限られていったものと思われる。

今日、神社などの宮司も祭礼の時などに「笏を執持すること」すなわち把笏の行事が許されているが、これは最初すでに奈良時代に神祇官の宮主だけに許され、それから広く神職にも拡大していったようである。因みに斉衡三年（A.D.856年）すでに諸国名神の神主、禰宜、祝に把笏が許されたのが最初と言われているから、相当古いことが認められているのである。

平安中・後期の詩文や各種古文書等を集成・分類した『朝野群載』という書物には「笏長一尺二寸（上広二寸七分、下広二寸四分、厚三分、頭体令有半月之体、顔摩左右角、笏是上広下狭）」という詳細な規程があるが、実際には夫々の貴族が、だいたいの形で少し上部を大きくした形態で好き勝手に作製していたのが現実の姿であったようだ。



## 日本古代の王笏

日本において、聖徳太子が「冠位十二階」を定め、推古天皇の六色十二階の冠制から用いられたとする笏の採用以前に、日本の首長あるいは各地の領主は、一体どのようなものを所持することによってその「首長の地位」を示していたのだろうか。

勿論、冠位十二階を定める前であるから、遣隋使など正式の使者によってもたらされた中国の王宮における儀式上定められた細かい規定の影響はなかったとみてよく、中国流の洗練された「王笏」あるいは日本各地で普及する平たい薄板の「笏杖」の原形はまだ伝わっていなかった、とみることができよう。因みに、日本ではよく宮内庁の『聖徳太子二王子像』などから、聖徳太子自身も笏杖を手を持っていたように錯覚されているが、笏を持つことを国家の制度として規定したのは「大宝律令」(A.D.701)が最初で、その後実際に「把笏(笏を執持すること)」がおこなわれたのは大宝律令発令後18年もたった元正天皇の養老三年のことであった、と伝えられる。

笏は、日本ではその字源から「竹や木の薄板に文字を書く」ことと解釈され、官邸などで儀式をおこなう時の「<sup>コツボウ</sup>忽忘に備えるために用いられた」のが最初と考えられているが、古代中国において本来用いられたのは、やはり西欧と同じような「王杖」の形であったろうと考えられる。また、中国で笏が始めて用いられたのは周の武帝の時からと伝えられるが、日本ではこの「周」を孔子が理想とした古代の周王朝(B.C.1050~B.C.256)と考え、儒教的伝統からその制度が中国でずっと伝えられてきた、と誤解されたようである。一般的に、聖徳太子が日本に佛教を導入したことで、「憲法十七条」と「冠位十二階」は佛教的な思想の影響で出来あがっている

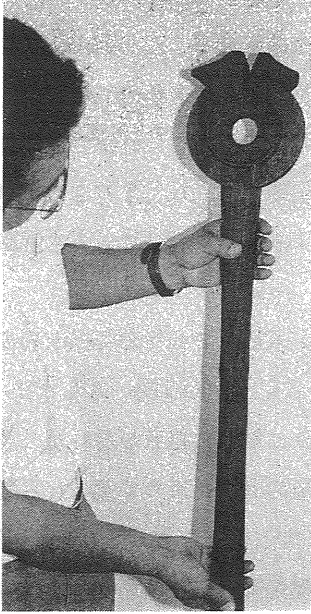
ると誤解されているようであるが、隋王朝はその前代の「六朝文化」をそのまま継承しており、六朝、特に梁末からの文化は儒教、佛教と道教（老子・莊子を元祖とする自然宗教）とを混合した「三教一致」体なのである。

そこで導入された「笏」の概念は、平安時代の中期、律令政治を具体的におこなってゆく施行細則を必要とする段階になって、弘仁式、貞観式、延喜式が定められるようになる。この弘仁式・貞観式の後を受けて、禁中の年中儀式や制度などを五十巻にわたって編集した「延喜式」のなかに、どのような笏を用いるかという規程がなされ「五位以上は牙笏・木笏の併用、六位以下は木笏」と定められたが、中世から江戸時代にかけて天皇即位の時だけは牙笏、平常の儀式では木笏が使われるようになり、現代は天皇即位の大嘗祭でも木笏が用いられるようになったと思われる。それよりも以前の奈良時代に「笏を執持すること」は、神祇官の宮主に許されたのを最初に広い神職が持つことに拡張され、ついに斉衡三年（A.D.856年）諸国名神の神主や禰宜にも許され、一般神職にも「把笏」の制度は拡大されていったものである。現在では、神社の神職は当然のこと、神道系の新興宗教の主催者でも神前奉仕や祭典の時には、いずれも祭服を着て笏を持つことが日本の伝統として当然におこなわれている。

しかしながら世界的にみた場合、神職にある者だけが「牙笏」を持つことと慣習上決められていることが多く、アルメニア正教の教主カトリコスを持つ「笏杖」はその殆どが牙笏（象牙製）となっている（アルメニア共和国の宗教都市・聖エチミアジンに保存されているカトリコスの笏杖）。

さて、日本における考古学の遺物としては、1997年9月4日、滋賀県守山市の教育委員会が発表した「古墳時代初めの木製品」が掲げられよう、この杖形の木製品は「全長が約1.2m、頭部が直径約15cmの円形部になっており、その円形部分には直弧文風の模様が浮き彫りにされていて、円形

の上部には左右に対象となった『耳状の飾り板』が二つついている」形態で出土した。



「東京新聞」1997年9月5日

この杖状の木製品が発掘された「下長遺跡」は、京都郊外で琵琶湖の東岸に位置する古墳時代の遺跡で、この木製品が出土した約200m離れた場所からは古代の祭祀建物跡が発掘されている。祭祀建物跡は、東西5m、南北4mの規模で、弥生期の祭殿跡に比較するとやや小規模ではあるが、この琵琶湖周辺の地は延暦13年（A.D.794年）に平安京が築かれる以前から、政治的な中枢地域としての機能を担っていた土地と考えられ、古代の首長がその館邸で儀式をおこなう時などに「権威の象徴」として使用したと思われるこのような笏杖が出土する条件を整えていた、とみてよいであろう。

この遺跡の年代推定が、古墳時代の初期（三世紀後半）とみられている

から、遣隋使によって隋（A.D.589～618）の官邸において使用されていた「笏杖」の形状が大陸においても出来あがっていなかった時期であるが、A.D.413年、倭王讃が使者を東晋に派遣してから、倭王の使者はしばしば東晋をはじめ、宋、齊、梁などに派遣されていたとみられ、これ以前にも大陸への使者は派遣されていたとみるのが一般的であるので、この杖状の木製品も大陸からの影響があったと考えられないわけではない。

しかしながら、このような形態の「王笏」は、むしろどこの世界でも共通する権威の象徴として、互いに共通する形状をもっていると解釈するのが隠当である。

なお、同様の木製品は奈良県の「四条古墳」でもすでに出土しており、その用途は「女官が貴人にかざした儀式用うちわ「翳（さしば）」とみる考古学者もいるようであるが、このように貴人に徒者が左右から差しかける長柄のついた扇で、薄絹を張ったり鳥の羽根を束めて使った宮廷の儀式用のものが、象徴図像として観念的にまとまったものとして使用される時、それを統合して筆者が「王笏」と呼んでいることをここで改めて主張しておきたい。

## 第八部 天皇の「笏」杖

天皇の持つ笏は「上下とも方形である」角形のものが正式だそうであるが、最近の大嘗祭を始め、宮中の行事等をテレビ中継で見る限り、笏の上方は円形に角がとれているように見える。実際に宮廷でも「神事をおこなう時は上円のものを使う」という説もあって、皇族等も最近の慶賀行事には上円となっているものを使用しているように見受けられるが、正式には「上方下円」が慶賀用で、一般的に使うものは「上下とも円形」と伝えられている。しかしながら皇室と言えども、最近の日常生活は明治以降洋装

で、このような祭具は滅多に使わないから、最近ではその笏の形態もすでにそれ程厳格には守られていないのであろう。



角川『日本史辞典』高柳光寿編  
竹内理三編  
(昭和41年12月20日発行) p.1253「服飾図」①



角川『日本史辞典』高柳光寿編  
竹内理三編  
p.1253「服飾図」②

木笏の場合、笏という字が竹と勿から出来ており、最初は朝廷で儀式の際に「板の内面に必要な事項を記載しておいて忽忘に備える」ことがその目的であったとみる解釈もあり、勿論字の通り最初は竹製であったろうが、次第に物事を記載し易い木質あるいは「必要な事項を書いた紙をその笏頭に貼附する」から紙を貼り易い木質が用いられたと思われるが、最近では櫟（いちい）や桜の材質が多く使われるようである。また柞椎、桧、榊、樅なども用いられたと記述されている。

大日本国史辞典では「木質は『ふくら』・『いちい』・桜の類を用い、御料は『ふくら』、諸臣は位山（くらいやま）の一位の名称の瑞祥を随喜して『いちい』を珍重した」という記述があるが、「ふくら」という木がいかなる樹木であるかは不明である。

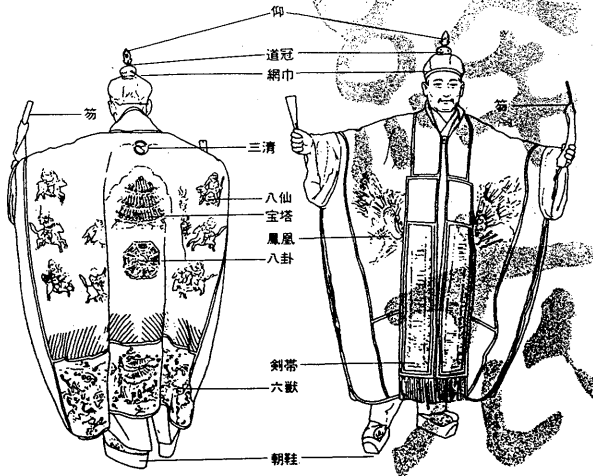
現在の道教の担い手である台湾道士の笏は、かなりの幅と厚みがあり、木製のようなものであるがその材質は不明、なお李氏朝鮮の笏は、下広を取らず、所持するところに台座が設けられてある。



絳衣(背面)

絳衣(正面)

台湾道士の持つ笏杖



## 第九部 シャルルマーニュ大帝の王笏



シャルルマーニュ大帝の所持していたものとみられる王冠と笏杖



(王冠二つの中央に置かれているもの、王冠の説明に <sup>クローヌス</sup>COURONNE ROYALE dite de CHARLEMAGNE とあるからわかるように一応シャルルマーニュ帝のものだったとされているが、詳細は不明である)

このシャルルマーニュ大帝の王笏とみられているものは、現在パリ市の北郊外「サン（聖）ドニ<sup>バジリック</sup>大聖堂」の中に安置されているものである。

フランク王国の大帝シャルルマーニュ（仏語 Charlemagne、独語は <sup>カール デア グロッセ</sup>Karl der Grosse）という名前は、フランス語で歴史的にそう呼ばれている（固有名詞 <sup>シャルル</sup>Charle に -magne 「偉大な」がついた形）ようで、後半の -マーニュはラテン語の形容詞 <sup>マグヌス</sup>magnus が語尾について変化したもの、とみられている。

当時のフランク帝国で、実際にどのような形で呼ばれていたかは知る由もないが（文献上は、俗ラテン語で Carolus imperator）、中世フランス語（俗ラテンあるいはロマンス語）によって記述された叙事詩 “la chanson de Roland”（ローランの歌）でもわかるように、シャルルマーニュは、まさにヨーロッパではジブラルタル海峡を超えて侵入してきたイスラーム教徒に対抗して戦った神話上の英雄で、フランス語のシャルル、英語のチャールズ Charles、イタリア語 <sup>カルロ</sup>Corlo、スペイン語 <sup>カルロス</sup>Corlos、ドイツ語 <sup>カール</sup>Karl など、キリスト教を信仰するヨーロッパやアメリカの人々の間で、子供の名をつける時などに良く使用され、固有名詞として普遍的に使用されることで今日に至っているのである。

パリの北郊外に「サン・ドニ」という地名がつけられたのは、紀元3世紀フランスで初めてキリスト教を布教して、初代のパリ司教になったという聖人サン・ドニの名をここに残した、ことに由来する。

その理由は、キリスト教の聖人とされるサン（聖）ドニという人物が、当時未だキリスト教が公認されていなかったローマ帝国の都市パリ（ラテン語名はルッテティア Lutetia）の市街で布教活動に従事し、現在は地下

で郊外に出発する三本の急行線 RER が乗り入れる旧中央市場レ・アールになったシャトレ駅の地上部分あたりで殉教し、首を切られたがその自分の首を両手に持って北方に歩き出し、この地で倒れて死んだ、と伝えられている。それゆえに、レ・アールから北に延びる細い道は「首を切られたサン・ドニの歩いたまま」蛇行した形で現在まで残り、この北郊外のサン・ドニ市に至っている、と古くからフランスのキリスト教伝説では伝えられてきて今日に至っている。

このサン・ドニが倒れ死んだというパリの北郊外に、五世紀の末頃に先ず「修道院」が建てられ、フランク王国のダゴベルト I 世がキリスト教の都パリ市を守る宗教上の聖堂を七世紀に再建して以来、フランク王国歴代王の墓が聖堂の中に造られることになった。

そして、八世紀にこの王笏を持っていたとされるシャルルマーニュが建て直し、それ以降「フランク王国の墓所」は正式にここに定められた。それ以来、フランク王国の信仰によって支えられたキリスト教会の都市として栄え、A.D.843年にヨーロッパが「ヴェルダン条約」によって今日の仏・独・伊のもととなる三国に分割され、西フランク王国がカロリング朝の断絶 (A.D.987) によって、カペー朝のフランス王国になっても引き続き聖堂を中心とする宗教都市として、存続したのである。

さらに、カペー王朝となってからは、国王のいる軍隊内の先陣に「カペー家の百合の紋章 (写真、国王のガウンの模様を参照のこと)」とともに「サン・ドニの軍旗」が掲げられて、“Mon joie, Saint Denis!” (今日では、joie は女性名詞なので ma joie となるべきだが、当時はこのように呼ばれたらしい) という「鯨波とぎの声」をあげて進軍することが通例になった、と言われている。

戦前、旧日本軍の軍人がとなえたと言われる「天皇陛下、万歳！」がまさにこのような鯨波の声に照合する。

十三世紀になって、ルイ九世が「ヨーロッパで最初のゴシック式大聖堂」をサン・ドニに建立し、途中で何度も破壊されながらも、そのオリジナルの様式は今日まで残っているのである。なお、ヨーロッパのゴシック式建築物はこの大聖堂を始めとしてここから各地に伝播し、特に北ドイツに多くのゴシック建築が造られるようになるのは、このサン・ドニ大聖堂の建立の影響が大なのである。

また、ヨーロッパ各国でこのように王の墓所がそっくりそのまま国王即位の儀式会場に使われるようになったのも、サン・ドニ大聖堂が最初であった、とみられている。

因みに、イギリスにおいても、国王の即位は最初ウィンチェスター Winchester 寺院で多くおこなわれ、1066年ノルマンディー公ウィリアム William I the Conqueror (仏名 Guillaume le Conquérant) のイングランド征服以降、当時首都となったウェストミンスター寺院 (Westminster Abbey) (今日、ロンドン市の中央に位置しているが当時は別の市) で、国王の即位が一般的におこなわれるようになったのであるが、そのような儀式が確定していったのも、フランス北西部のノルマンディーに居住してゲルマン民族のフランク王国から受け継いだサン・ドニ聖堂のはたす役割りをウィリアム自身が熟知していたから、と思われる。

フランス王国となってから、この大聖堂はブルボン王朝に対する貴族勢力の最後の反抗によって起った「フロンド Fronde の乱 (1648~52)」そして遂に「フランス大革命」などで修復できないほどの損傷を与えられ、フランク王国時代の王族の遺骸などもすべて捨て去られてしまったため、今日ここに残されている「王笏」や「王冠」なども、はたして本当にシャルルマーニュのものであったかどうか、はっきりと考古学上は決定できないようであるが、考古学的に一番古いフランク時代の王笏と王冠そして王のガウンを集め修復して、この大聖堂の中に展示してある。

この王笏をみてもわかるように、中近東から欧州諸国で製作された王笏は一本の細長い杖状のものではあるが、手で握る部分と長く伸びた棒状の区切りに突起状のものを加工してつけるのが一般的となっているように思われる。

これは、単純に古代アッシリア時代からの「戦棍」の突端部分が装飾上変化したとも考えられるが、神の楔形文字がアッカド語からヒッタイト語になると単純化され Dingir が十字架となってギリシアのアポロン神の象徴図像となって、キリスト教文化においてイエスの処刑された十字架として「神を表わす図像」に統合化してゆくことに関係すると思われる。

すなわちキリスト教の神を最初は拒否した「フランス人権宣言」の上部に描かれる天使が、右手に持つことによって、ピラミッドに神の眼をもつ図像にたいして光を与える笏杖も、やはり十字形に描かれ（手に持つ握りの部分と光を発する杖の部分の突起は近くで見ないとわからないように突起して描かれてはいないが）、太陽神アポロンからキリスト教の十字架に伝わった、光を発する源泉としての「太陽」を意識して描いている、とみえるのである。

つまり、ハンムラピ法典上部に描かれた太陽神シャマシュがハンムラピ王に手渡す「王笏と王冠」が中央に描かれているのは、後に十字架あるいは他の神の象徴図像（アポロン神や佛教美術の後光などもそれにあたる）に描かれる、より洗練された「太陽神の象徴図像」として開花する原点にある、とみななければならないであろう。

因みに、この王笏に王冠の持ち主だったとみられるシャルルマーニュを記した『ローランの歌』“la chanson de Roland”でも、

（以下は、現代フランス語で易しく翻訳し解説した冒頭の「裏切り (la trahison)」というタイトルでまとめられた「サラセン人の会合 (l'assemblée des Sarrasins)」の1～9行目の現代語訳と解説)

Le roi Charles, notre grand empereur, sept ans<sup>1</sup> tous pleins est resté en Espagne : jusqu'à la mer, il a conquis la terre hautaine. Il n'y a pas un château qui devant lui résiste; il n'y a mur ni cité qui reste à forcer, sauf Saragosse<sup>2</sup>, qui est sur une montagne. Le roi Marsile la tient, qui n'aime pas Dieu. Il sert Mahomet et prie Apollon<sup>3</sup> : il ne peut se protéger ni empêcher le malheur de l'atteindre.

[註釈]

1. Au lieu de *sept* ans, certaines traditions en comptent *vingt-sept*. Ce fut en réalité beaucoup plus bref (voir, dans l'Introduction, *les faits* p. 8). Cette donnée est reprise au vers 197; 2. *Saragosse* : ville d'Aragon, sur l'Ebre, est située dans une plaine; mais le pays est montagneux; 3. Confondus avec les païens, les musulmans, dans les chansons de geste, sont accusés d'adorer Apollon et aussi le dieu Tervagant. Nombreux exemples dans notre texte de cette curieuse association.

このようにイスラーム教徒が「アポロン神を受けれること」を拒否することが冒頭で記されているのである。 (“la chanson de Roland”, tome I p.25 Larousse, 1972)

## 第十部 プルタルコス<sup>モラリア</sup>の『倫理論集』

「フランス人権宣言」をはじめとして、三角形（ピラミッド）の中心に一ツ目を置き、そこから光が発生する「法の象徴図像」は、この図形にも描かれているようにそこに点火する「笏杖」（あるいは王笏）とともに法の象徴図像としては西欧世界で、かなり一般的に普及しているものと思われる。そして王政時代に「国王が統治者として法律を施行する権限を神から与えられる」象徴図像としての「王笏」は、フランス革命のように国家体制が共和制となってからも「光を発する笏杖」として永遠に生き続けることになる。

このような象徴図像を理論化したのは、『対比例伝』で有名なローマ時代の著述家ルーキウス・メストリウス・プルタルコスで、ギリシア語で著わした78篇よりなる『倫理論集』<sup>モラリア</sup>こそが、その源流であると考えられる。

プルタルコススの“moralia”『<sup>モラリア</sup>倫理論集』の中で、法に関わる象徴図像「一ツ目と笏杖」それから「正義神が目隠しをする」根拠となった箇所が同時に出てくる一節は、以下の通りである。

Δοκῶ δ' ἔγωγε καὶ τὸ τὴν μονάδα τοὺς ἄνδρας ὀνομάζειν Ἀπόλλωνα καὶ τὴν δυάδα<sup>3</sup> Ἄρτεμιν, Ἀθηνᾶν δὲ τὴν ἑβδομάδα, Ποσειδῶνα δὲ τὸν πρῶτον κύβον, εἰκέναι τοῖς ἐπὶ τῶν ἱερῶν ἰδρυμένοις καὶ γλυφομένοις<sup>4</sup> νῆ Δία καὶ γραφομένοις. τὸν γὰρ βασιλέα καὶ κύριον Ὀσιριν ὀφθαλμῶ καὶ σκῆπτρῳ γράφουσιν· ἔνιοι δὲ καὶ τοῦνομα διερμηνεύουσι πολυόφθαλμον, ὡς τοῦ μὲν ος τὸ πολὺ τοῦ δ' ἱρι τὸν ὀφθαλμὸν Αἰγυπτία γλώττῃ φράζοντος<sup>5</sup> τὸν δ' οὐρανὸν ὡς ἀγῆρων δι' αἰδιότητα καρδίᾳ θυῶν<sup>6</sup> ἐσχάρας ὑποκειμένης. ἐν δὲ Θήβαις εἰκόνες ἦσαν ἀνακείμεναι δικαστῶν ἄχειρες, ἧ δὲ τοῦ ἀρχιδικαστοῦ καταμύουσα τοῖς ὄμμασιν, ὡς ἄδωρον ἅμα τὴν δικαιοσύνην καὶ ἀνέντευκτον οὖσαν.

〈邦訳〉

……私自身が、これらをどう思っているかと言えば、これらの人々が、1はアポロン神、2がアルテミス神、7がアテネ神、最初の立法数がポセイドン神と呼ばれているのは、エジプトの民族宗教にしっかりと根を張っていること、秘儀において演出される身ぶりや手ぶり、それよりも文献によく酷似している、と信じているのである。

それというのも、エジプトの祭司が国王の名やオシリス神の神名を文書に記す時は（その象徴として）一ツ目と笏杖をもってそれを表現するからである。

もっともその中に、オシリスという名前は「多くの目を持つもの」という意味である、と解する者もあり、エジプトの言語で「オスー」とい

うのは「多い」という意味で、後半の「ーイリ（ス）」とは「一目」を表わす、というのである。

天は、永遠なものであるがゆえに老いることがなく（エジプト人は）それを小さな毒蛇で表わすし、人間の感情は心臓の下に炉を置いた形で表現する。テーバイには、「手の無い裁判官の像」があった。（そして）最高の裁判をおこなう者の像は眼をつむ（瞑）っている。これは、正義というものが、贈り物にも動かされず、情にも動かされない、ということの意味するからである。……

本稿で何度も述べたフランス人権宣言の上部に描かれている「中央の光を放つ一ツ目と右側に位置する笏杖を持つ天使」の象徴図像は、モンテーニュもその著『エッセー（随想録）』“Les Essais” de Montaigne の中でしばしば引用している、プルタルコス<sup>モラリア</sup>の『倫理論集』にこのように記述されている「エジプトの祭司は、国王名やオシリスの名を文書に書く時に一ツ目と笏杖でそれを描く」に、直接由来すると考えられる。

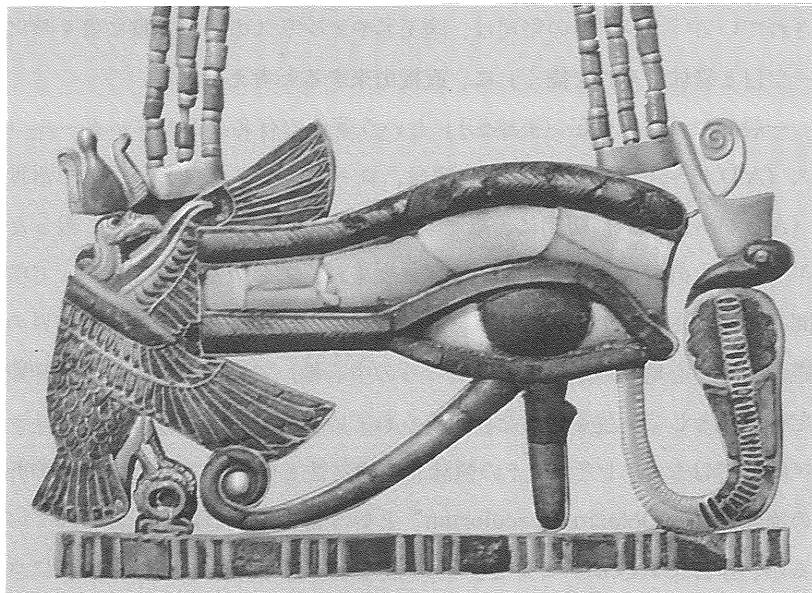
一般的に『対比列伝（英雄伝）』という著作で有名なこのプルタルコス（A.D.46～A.D.125）という作家は、ローマ皇帝クラウディウスの治世（A.D.41～A.D.54）初期に、東ギリシア西ボエオティアの一隅にあったギリシア人の古代都市カイロネアに生まれ、アテナイとスミュルナで学問を収め、ボイオティアで公職についた他は、かつて古代ギリシア世界の観念的な中心地（地政学で言うところの<sup>ビゾット</sup>中心軸）であったデルポイの神殿で神官職として一生を送った、とみられている。しかし、もう既にギリシア時代ではなく、「デルポイの信託」の絶対性も失われていたので『神託の廃頌』“De Defectu Oraculorum”という書物を残した、と言われていたが、多分それ故にドミティアヌス帝（A.D.81～A.D.96）の治世下にローマに滞在し、そこで講義をおこなったものを収録したのが、ローマ史と

ギリシア史のうえで著名な人物の23組を比較した『対比列伝（英雄伝）』となった、とされている。

このカイロネイア市は、現在廃墟となっており過去の栄華を見る影もないが、B.C.338年マケドニアのフィリップ王が勝利を得、ミトリダテスVI世が敗北を喫したところとして、有名な地である。

西欧ルネッサンス期の巨人エラスムスやモンテーニュが「最も学識において深い…」と最大の称讃を与え、その後イギリスのベーコンやフランス革命に影響を与えたルソーなどが愛読したローマの著作家プルタルコスの記事から作られた象徴図像が「フランス人権宣言」や「アメリカ合衆国の国章」に使用されるようになったのも当然のことのように思われるが、このピラミッドから光の発する象徴図像は、ヨーロッパではフランス革命以前からしばしば使われていたようである。

因みにリトアニアの現在は首都となっているビリニュス市のユダヤ人街



エジプト博物館「神の目ウジャットの現物」





入口門上に中世から掲げられている象徴図像もこの形である。

そして、このようにユダヤ社会やフリーメイソン社会の中に、多くこの象徴図像が用いられるようになるが、もともとこの象徴図像はこうした民族的あるいは宗教的社会団体特有の図形ではなく、プルタルコスの記事から創作されたものが各地のいろいろな団体において採用され、さまざまな意味を伴って発展したものであることが良くわかるであろう。

1995年1月、新興宗教「オウム真理教」は、その機関紙『ヴァジラヤーナ・サッチャ』の第6号で、この図形をその機関紙の表紙に出し、その中で「WANTED! 悪魔に魂を売り渡した黒い貴族たち」というタイトルのもと、「<sup>かいらい</sup>傀儡皇帝・平成天皇、地獄大使・小和田恒、死の丁稚・明石康、亡国后妃・小和田雅子、難民殺し・緒方貞子、第六天魔・池田大作、暗黒帝王・小沢一郎、三日天下・羽田牧（<sup>ママ</sup>誤字、本名は孜）、没落大名・細川護照」などの人物を抹殺しようとして「オウム真理教事件」を呼ばれる一連の事件を起こすに至った。（なお「直角定規とコンパス」については拙

著『法の源流』芦書房 p.199を参照のこと)

荒唐無稽と言ってしまうまでもであるが、当時現役の弁護士・青山吉伸が発行者として名を連ねた機関紙で、新興宗教が抹殺をとねえ「地下鉄サリン事件」や不成功に終わったものの皇居周辺にボツリヌス菌を撒いたことなどを考えると、第二次世界大戦後の日本の国家機関と法制度がいかにも不十分なもので、根本的に欠陥をいかに多く残してきたかが察知されるものである。

宗教学法人法や破防法といった各種の法律問題もさることながら、隣国の全斗煥元大統領や盧泰愚前大統領が裁かれた「内乱罪」（韓国刑法第87条～91条）などの刑法の条文が我が国では全く適用されていない法実務状況（日本刑法「内乱罪」は第77条～80条）と全斗煥氏が裁かれた「光州事件」での「戒厳法」（日本では第二次世界大戦後に旧大日本帝国憲法第14条と戒厳令が昭和22年をもって廃止されて以降、それに代る立法なし）等が無いために国際連合から要請された PKF の派遣にも支障をきたしている。

更に、フランス革命以前に「三角形から光が発する図形」が描かれたものに、1761年ドイツのニュールンベルグで発行された1ターレル銀貨があり（p.74掲載）、こちらのほうは一つ目ではなく三角形の中に三つの点だけが描かれている。そしてその周辺に“de pacem domine in diebus nostris”（神よ！＝主よ！我等が日々に平和を与えられんことを）というラテン語の記述が記されている。

このように、フランス革命以前から、この図形はヨーロッパ各地で、かなり普及していたことがわかるのである。

天使が右手に「笏」を握り、光り輝くピラミッド状の三角形に目（太陽神の象徴）の図像に火を点火している。これこそ人権宣言の前文中に書かれた sous les auspices de l'Être suprême の象徴図像である。



「オウム真理教」の攻撃対象となった人物像（その胸の部分にフリー・メイソンの象徴  
図像とみられる「直角定規とコンパス」が描かれている）



暗黒帝王 小沢一郎

「政界の悪魔」と呼ばれるこの男は、フリーメイソンの手先である。彼の著書「日本改造計画」は、統一世界政府樹立へ向けての日本改造の密冊書といわれる。つまり、世界統一政府に完全服従する日本を作ろうとしているのだ。



没落大名 細川護国

闇の世界で財を築いた。日本新党旗揚げのとき、あるルートを通じて二〇〇億円もの大金が融資されたことを、ジャーナリストの広瀬隆氏が暴露している。コメ輸入自由化、小選挙区制導入……、彼らのために一生懸命働いたが、結局使い捨てにされた。



三日天下 羽田孜

細川の後継である羽田も操り人形の一人である。細川・羽田の両人とも、首相となる直前にゲオス会議（世界経済フォーラム）に出席し、首相としての發言を交した。ゲオス会議は、要するに闇の世界政府の会議である。



第六天鷹 池田大作

小沢一郎とともに、日本破壊の共犯者として知られる男。フランスでフリーメイソンに加入。悪魔に魂を売り渡した。池田を仏と仰ぐ創価学会員六〇万人は、フリーメイソンの突撃部隊。つまり使い捨ての雑兵。



**傳備皇帝 平成天皇**

昭和天皇はフリーメイソン加入を拒み続けたが、平成天皇は承諾してしまった。ユダヤ思想に毒された教皇によって、幼いころからメイソンの理念を叩き込まれている。皇室はすでに彼らに奪取られているのだ。



**地獄大使 小和田恒**

亡国のプリンスのババ、小和田国連大使も、ダボス会議参加者。小和田氏はダボス会議に出席した後、国連大使に決定した。死の商人の代理人・国連を通じて、彼らは日本の運命、日本の政治の中枢を直接コントロールしようとしている。



**死の丁稚 明石康**

旧ユーゴスラビア問題担当事務総長特別代表・明石康。池田大作に国連の責を押し、その代金として寄付を要求する。つまり、創価学会のかき集めた日本のカネを国連に吸い上げさせる役目果たしている。また、彼の「活羅」によりユーゴ内戦は激化し、非難を浴びている。だが、軍需産業・国連が、儲けるために戦争を煽ったのだ。



**亡国后妃 小和田雅子**

プリンセス成子——  
ハーバード大学留学、東京大学を経て、外務省のユリ

トコース一直線。英経歴能。欧米の価値観に染め上げられている。  
皇太子妃雅子は、実は、アメリカの多国籍企業のために貢献し、日本企業を競争に追いやった人物なのだ！  
役職としては通訳としてであったが、日米半導体会議にスタッフとして参加。その会議で、日本は旧型の半導体の生産のシェアを押し下げられた。  
だが、その隙を突いてアメリカが新型を開発。今後十年間、日本はアメリカに追いつけないような状況ができてしまったのである。



**難民殺し 緒方貞子**

国連難民高等弁務官、緒方貞子。彼女もやはりダボス会議に出席している。難民援助の名目で日本からカネを寄付させ、それを軍需産業に与えている。  
彼女の夫である緒方四十郎、そして日本開発銀行副総裁である父・緒方虎は、日本のCIAと呼ばれるCIA、すなわち内閣調査室という秘密情報機関の設立に尽力した人物である。

家畜の父 文鮮明

世界基督教統一協会の文鮮明もはりメソンの一員だ。世界を国で今日、従順に言うことを聞く「家畜」を製造し続けている。

文鮮明は統一協会顧問および統一協会各支部会長の経歴を持つ。中曽根康弘も統一協会に名を連ねている。日本は統一協会経由でもカネを彼らに献上させられているのだ。



極悪用心 笹川良一

右翼の大立者、A級戦犯、日本のドン、の異名を持つ。二日「偽善」でお馴染みのお爺さん。実は高位のメソンのだ。「世界は一家、人類はみな兄弟」の含意言葉はそれを反映している。競艇界のボス、つまり平たく言えば



電波雲者 デーブ・スペクター

パリのバリのユダヤ人、米商ABC放送のプロデューサーとして売日した。

テレビの雑誌に登場してはアメリカ社長、ユダヤ社長を顔面もなく繰り広げる。コメントはすべて無責任かつ無意味、反ユダヤ的言動に対してはヒステリックに打ち消そうとして、理性のかけらもない悪言を吐く。



タチの腹元、もけた金は文鮮明に献上している。

米国同盟 中曽根康弘



中曽根元首相は、レオナルドアメリカ大統領と「ロン・



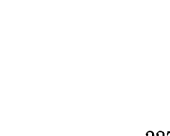
ヤスー」の仲であり、アメリカに忠誠を尽くした。当時の日本のハイテク技術アメリカに引き渡した罪人である。

民営化されたNTTは、IBMと合併で日本情報通信株式会社を設立。この会社を通して、日本独自の高度な通信技術がIBM、そして多国籍企業モルガン財閥に流れていった。IBMはモルガンの傘下である。

さらに、NTTとIBMの開発した情報ネットワークが一本化したことにより、日本国民のクレジットカード消費生活の全情報がモルガンに送ることとなった。一機一〇六億円で、さらにアメリカは、この中曽根を通して、一機一〇六億円で、さらにP&C監視機を自衛隊に〇〇機も売りつけることに成功。この贈礼として、中曽根はロッキード社から三〇億円の贈金を受け取っている。しかし、中曽根は罪を問われていない。

人間原爆 大前研一

「平成維新の会」会長、という政治家みたいが、ユダヤの手先マウケンゼー・ジャパンの日本支社長。真の原爆は政治家にならないという教訓を守っている。が、そのわりには勝手に日本を崩壊させる策謀をあらとまで公表している。日本に送り込まれた悪徳の権謀術師。原子力工学の博士を持つ。





## 結 論（補遺）

さて、このブルータルコス『<sup>モラリア</sup>倫理論集』より影響を受けた西欧の法律関係者たちによって、法の女神像（女神ではなく性別不明のこともある）が描かれる時は「目隠しをした姿」が多く使用されることになる。

（この「法の女神」に関しては、拙著『法の源流』——デルポイの神託と般若心経、インド、ヨーロッパ比較法思想史の試み——芦書房1995年刊で冒頭から詳しく述べたので、本稿では改めて論述しなかったが、あまりにも誤解されていることが多いので、ここで若干補筆させていただくことにする）

ところで現在もスイス連邦の首都ベルンの中心街ゲレヒティッヒカイト通りにある「正義の女神像」が、目隠しをしているのは良く知られている



フランス「人権宣言」の上方右手図像



が、このような目隠し姿の女神が多く描かれるようになるのは、一般的にみて16世紀後半のことであるとみられている。

その好例として、バルトルス著作集の中の『勅法解析』がよく掲げられる。すなわち、この勅法解析の1556年ヴェネツィア版の扉絵には「目隠しのない正義の女神」が使用されており、同じタイトル『勅法解析』の33年後に出た1589年トリノ版では、その扉絵の部分が「目隠しをした女神像」に置き換えられているからである。

この図像の変化について、森征一・岩谷十郎編『法と正義のイコノロジー』（慶應義塾大学出版会）では、このような目隠しをした女神が描かれるようになったのが1593年出版されたリーパ著『<sup>イコノロジー</sup>図像学事典』の記述によるとされているが、それ以前にも目隠しをした「法の女神」はいくらでも描かれており、その原点はやはりプルタルコスにあると言うべきだろう。

そして「法の女神」の持つ「剣」は、載きの場において「王笏」が処罰を下す機能をもって変化したものであらうと思われる。

『法と正義のイコノロジー』では、プルタルコスを「<sup>(ママ)</sup>古代ギリシアの歴史家」(op. cit., p.61)と記しているが、プルタルコスはローマ時代の著述家で、本稿で解説したように(本稿、第十部本文参照)ギリシア語でものを書いてはいるが「歴史家」などではなく、またギリシア時代の人物でもない(創元社刊『西洋史辞典』には「ローマ帝政時代ギリシアの歴史家……」という変な記述があるが、これは例外である)。プルタルコスの著した“Vitae Parallerae”『対比列伝(英雄伝)』には、確かにローマ史とギリシア史に登場した著名人物の23組が対比され、その性格と人物の比較がおこなわれている。しかしながら、その内容を見てもならば、歴史的な分析よりもむしろ「性格論」の比較検討をおこなったと言うべきで、この人物を純粋な歴史家として扱っている書物など殆ど無いと言って

よいだろう。

王笏は、地政学的見地からみた場合、まさに国家の中心に置かれるもので、それがどのような形をしていようとも（例え無形のものであっても）その王笏をピヴォット（回転軸）として国家機能が営まれてゆくもので、王制時代だけに留まらず、共和制においても実際に「観念的な王笏」をどこかに置いておかなければ、国家の存在が成り立たないのである。

すなわち古代より王笏こそが、法を施行する権能を神より与えられたことを証明するもので、かつては王笏を持たない者などが法的な命令を人民に下すことなど出来なかったのである。

また、王笏は国家の中で具体的な姿をとっていなくとも観念的な中枢として「<sup>ピヴォット</sup>回転軸」の中央に位置していることがよくある。

その一例として、1998年2月2日から日本の郵便番号が7桁となったが、その番号の原点としての100-0001という郵便番号は「皇居」から始まっている。天皇が、則位の儀式としての大嘗祭の時に持つ笏杖が「三種の神器（八咫鏡、草薙剣、八坂瓊曲玉）」を統合して神に奉げる象徴とみるならば、郵便番号の原点の決定は、単に郵政官僚がそこを基本に定めたことだけに留まらず、国家領域の中核として領域全体を統合してゆく権能を与えることにもなる、と言えるのではないだろうか。



よしからのただみち  
関白となった藤原忠通（後白河天皇方についた姿）、笏は上方が角形に描かれている



文徳天皇時代の太政大臣、よじわらのよしよき藤原良房  
(笏は、文徳天皇と同じく上方が円形だが、全体に短いように思われる)



もんとく  
文徳天皇の画像

(笏は上方円形、上広は二寸七分くらいに見えるが、下広はかなり狭い)